

議 員 全 員 協 議 会

日 時	令和 8 年 6 月 24 日（水） 閉会中	9時00分 開会 11時46分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 原口康之 副議長 15 番 谷口恵世	
	1 番 中山尚大	2 番 篠崎朗子 3 番 荻田信行
	4 番 畑 政之	5 番 出縄耀戸 6 番 菅沼保弘
	7 番 鈴木長馬	8 番 石山和生 9 番 絹村智昭
	10 番 名波和昌	11 番 加藤 彰 12 番 木村正利
	13 番 松下定弘	14 番 濱崎一輝
欠席議員		
事 務 局	局長 榛葉清澄 次長 萩原美保 総括主幹 原口 亨 書記 中田 綾	
説 明 員	市長、副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、企画政策課長 市民生活部長、教育文化部長、教育総務課長、学校教育課長	
傍 聴		

署名 議長

開会の宣告

○議長（原口康之君）

それでは定刻となりましたので、議員全員協議会を始めたいと思います。

2 市長報告

○議長（原口康之君）

最初に市長報告からお願いします。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

皆さん、おはようございます。本日、私のほうからは案件として2件報告をさせていただいて、教育長から1件の報告がございます。

その前に、今、台風7号、8号が接近をしております。恐らく今週末、27日から28日にかけて本市付近に接近するだろうというふうに思われています。アベック台風で、どういう動きになるかというのも分からないし、それから秋雨前線を刺激して、もしかすると大雨になるかもしれないというような状況ですので、今日のこの全協が終わったら、災害対策本部の準備会議ということで、事前の少し会議を行わせていただきます。

28日の防災訓練の対応ですとかというのも含めて、いわゆる開催の是非ですね、それについても協議をさせていただきたいというふうに思います。

それから私ごとなんですが、昨年、牧之原市で全国花のまちづくり牧之原大会を行って、その際に、今年の開催市の北海道の恵庭市の市長の原田市長さんがお見えになりました。その席で、ぜひ、今度は牧之原市長、来てくださいと要請があったものですから伺う予定でいましたけれども、今回こういう形で二つも台風が予想されていますので、私は行くことを辞退いたしましたので、担当者だけは行かせていただいて、私については、もしもに備えて災対本部長としてこちらに残るということで、今日、正式に恵庭市のほうに欠席の連絡をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

また、議会の皆さんにおかれましても、我々の危機管理のほうから、様々な情報をまた出させていただきますので、また、事前の備えをぜひともお願いしたいというふうに思います。

それでは早速ですが、報告事項から入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

まず最初、1点目でございます。

令和8年度の市民意識調査についてということで、資料1をご覧ください。資料を見ながら私の話を聞いていただければというふうに思います。

まず、令和8年度市民意識調査でございますが、市の取組に対する市民の評価、あるいは意識を把握して、第3次総合計画の進捗管理及び推進の資料として活用するために実施をしているものであります。

資料1について、令和8年度の調査結果を報告いたします。

4月23日木曜日から5月11日月曜日において、16歳以上の市民1,400人を無作為抽出し

て調査票配布をいたしました。郵送またはインターネットによる回答を求めたものであります。有効回収は661件、回答率は47.3%でありまして、その内訳は郵送が27.3%、ネット回答が20.0%という結果でございました。

令和7年度に大幅な設問削減を行いまして回収率が改善したため、今年度も同様の方法で実施をいたしましたけれども、昨年度に比べてマイナス2.9%、40件の減少という結果でございました。

次のページをご覧ください。

調査結果につきまして、市の取組への満足度といたしまして、施策単位で「満足」という回答がプラス2点、そして「やや満足」というものをプラス1点、「やや不満」というものをマイナス1点、「不満」というものをマイナス2点という形で回答者に選択をさせまして、採点の合計を回答者数で除することで施策別の満足度を測定しているというものでございます。本年度は、全般的に満足度が上昇いたしましたして、全体平均で0.11ポイントの上昇となりました。

参考に、令和6年度につきましてはマイナス1.6、令和7年度は平均がマイナス1点に對しまして、令和8年度は平均で0.2という結果ということであります。大きく満足度が上がっているというのが、これで、この数字で分かるというものであります。

それから、満足度の上昇率では、行政改革、観光誘客の促進、企業誘致の3項目が上位となっております。令和7年度は高台開発や沿岸部活性化の事業計画の発表、道の駅開駅などが事業の主な成果でございましたので、民間の稼ぐ力を活かした拠点、エリア形成を公民連携で進めまして、民間投資を呼び込む行政運営、そして事業推進を行ったことを評価いただいたものと捉えております。

満足度が低い施策に関しましては、後期基本計画の重点戦略プロジェクトに反映して具体的な取組を進めるとともに、市の取組の情報発信でありますとか周知に努め、市民の皆さんの満足度が高まるよう取り組んでまいります。

なお、満足度の上位3項目であります。火災、救急などの消防体制、学校や地域で子供を守る活動、市の情報や知りたい取組などの情報発信でありまして、満足度の低い項目であります。荒廃農地の活用、公共交通の充実、住宅地の確保や空き家情報の発信などとなっております。

次に、浜岡原子力発電所の今後についてどう思うかにつきましては、浜岡原子力発電所は「停止しておいたほうがよい」は1.2ポイント増加し26.3ポイントとなり、浜岡原子力発電所の「安全が確認できれば、稼働したほうがよい」が4.8ポイント減少し39.6%、「どちらともいえない」が4.4ポイント増加をいたしました。

例年の傾向と異なるものは、浜岡原子力発電所の再稼働審査における基準地震動データの不正事案の影響によるものというふうに考えられます。第三者委員会の調査結果が出ていない中でありまして、今後の調査結果によっては、さらに数値に今後影響が出る可能性があるというふうに考えております。

今回、この原子力発電所の質問に関しまして、これまではこの項目はなかったんですが、原子力発電所についてお考えがありましたら自由に記載をという欄をつけましたけれども、その自由意見が177件あったと。ですから、結構多い意見があったと。

意見の内訳ですが、「浜岡原子力発電所は停止しておいたほうがよい」という回答をし

た方の中から、その意見が65件。その中の主な意見は、不正・信頼・偽装データに関するものが21件、地震・津波の心配に関するものが21件、自然への影響でありますとか廃棄物処理に関するものが8件というような結果であります。

それから、浜岡原子力発電所の「安全が確認できれば、稼働したほうがよい」と回答した方が73件意見を寄せています。安全性確保を行って稼働を求める回答が23件、電気代の高騰・家計の負担に関するものが21件、エネルギー問題に関するものが9件、地域経済の活性化に関するものが8件というようなご意見があったと。

「どちらともいえない」「わからない」と回答した39件の内訳であります。主な意見は、不正・信頼・偽装データに関するものが7件、新エネルギーの開発に関するものが6件というようなことでありまして、一つの回答に複数の要素が含まれている場合は重複してカウントをしております。

そういった中で分析ですが、「停止しておいたほうがよい」と回答した人の大多数が、昨年度発覚した再稼働審査における基準地震動データ不正事案に対する不信感に対してや、自然災害の心配について回答しているという傾向であります。そして、電気代の高騰による家計の圧迫を解消するために再稼働を求める意見も多くあったというような結果でございました。

続きまして、第3次総合計画基本計画重点戦略・プロジェクトについてであります。

令和9年度から始まる第3次総合計画の基本計画につきましては、令和8年2月の常任委員会総務建設委員会に、策定に向けた背景でありますとか、市民参加手続の進め方について説明をいたしました。

その後、転出者や市内企業の勤務者、女性の意見などの意見も確認をいたしまして、その結果を反映した重点戦略プロジェクト案を作成しましたので、内容を報告いたします。

資料2をご覧ください。

見直しのポイントといたしましては、危機管理や医療などに加えまして、高齢者の活躍や健康づくりを盛り込んだ「安心安全で健康に暮らせる地域づくり」を追加いたしました。重点戦略の数を五つから六つにしたということでもあります。

また、「DXの推進」を働き方改革や公共施設の利活用などを含めて「持続可能な行政運営」とし、「次代を切り拓く力を育む新たな学校づくり」を、高校生や社会人を含めて「まちの未来に向けた新たな教育・人づくり」に変更いたしました。

そのほか、三つの重点戦略につきましても、現状、課題に対応した具体的な取組を見込んで内容の修正を行っております。

今後につきましては、6月25日に総合計画審議会の意見をお聞きした上で、6月30日から始まる市制報告会、意見交換会において、市民の皆さんのご意見を確認したいというふうに考えております。

詳細につきましては、これから資料2において担当から説明いたします。

○議長（原口康之君）

企画政策課長。

○企画政策課長（本間直樹君）

それでは、資料2に沿って、第3次総合計画後期基本計画の重点戦略プロジェクトについて説明をさせていただきます。

まず、昨年度2月の総務建設委員会で、今後の総合計画の策定について課題と市民参加手続の進め方について説明をさせていただきました。それに沿って現在、転出者や転入者、3ビズの方を中心とした地域で住んでいる母親の方、市内企業の会社員等に対してご意見をお聞きしました。

これについては、総合計画審議会の中で、統計分析や市民意識調査によって多くのサンプルの分析というのは、ある程度できているんですけども、ある程度課題のある項目に関して該当者へのインタビューを行うことで、個々の課題をしっかりと掘り込んで、そういったものを整理するということも必要ではないかというようなご指摘を受けましたので、今回、女性の流出や転出、転入の課題等に対応するため、こういった方を対象に意見を聞かせていただいたものになっております。

主な意見として、少し概要を整理させていただいています。

まず、転出者につきましては、結婚期に出ていく方については、夫婦の通勤圏の中間点を選んで転出されるケースが多いということが分かりました。これは6人の方からいろいろお聞きした上でのまとめになります。

さらに就学前の子供を持つ方たちについては、やはり生活のエリアに幼児用の遊具がある、そういう遊びやすい公園があるところを選んでいたり、あとは子育て環境がよく、あえて言えば奥さんの生活の中心になるような場所に条件のいい住宅地があることが重視されているというような状況でした。

今度、進学期、子供が学校に行くようになると、やはり子供の教育環境を考えた転出が多くなっておりまして、子の教育水準の高い塾とか高校通いを見据えて、そういう環境のあるところに出ていくとか、独自性のある教育への魅力というようなものを特に重視されているというような傾向でございました。

ちょっとここでは簡単にして、また後ほど全体の整理をします。

さらに転入者については、これは市のほうに転入の補助金等を使っている方、40人ほどの状況を整理したところです。転入者の多くは、やはり海やサーフィンが身近にある環境を求めて外から転入してきているという方が多くて、約半数が単身、さらにその7割が40代以上ということでした。

やはり単身でサーフィンや海が好きな方が移住してきているという傾向がありまして、転出と転入については、こういった傾向があるということが分かりました。

次のページに行きまして、今度は母親です。これは私どもの事業に関わっている女性34人からご意見を聞いたところ、重視する項目としては、まず子育て環境では、子供が遊べる全天候型の施設があるといいと。あと、子育てがしやすい職場環境が整っているといいと。

生活環境では医療機関の充実、母親の居場所としては親子で過ごせる施設や母親が集まれるような場所、さらに高齢者問題に関しても、老後に高齢者が1人で暮らせるような環境や、親子で高齢者を交えて学べるような場所があるといいというようなご意見が多く出ておりました。

さらに今度、市内企業で働く会社員ですね、現在、10社と一緒に検討している中でご意見をお聞きしたところ、医療機関や商業施設の問題、通いたい学校の存在、交通だと駅や空港への交通の利便性、あと自然環境、地域コミュニティ、雇用環境、住宅などというこ

とが重視されておりました。

こういった内容の傾向を基に全体でちょっと整理させていただいたのが、次のページになります。

これをプロジェクトごとに少し整理して落とし込んでいきますと、まず一つ目の富士山型ネットワークの充実に関しましては、かなり多くの、三つのポイント全てからご意見が多く出ておまして、ポイントとしては、やはり住宅地のニーズですね。住みたいと思えるような住宅地、さらに新居の候補地となる分譲地の確保、子が通える公共交通機関の確保が特に今回ポイントにしなければならないということになっております。

職住近接に資する住宅政策や、新しいモビリティサービスの検討などを、今後盛り込んでいきたいと考えております。

戦略 3、日本一女性にやさしいまちに関しましては、やはり、子または子と母親が一緒にいられる空間や、幼児の遊べる公園などの要素が非常に多く出ておりました。今後については、公園機能の、カフェの併設も含めて公園機能の充実などを盛り込んでいかなければいけないと思っております。

戦略 4 は新設する、安心安全で健康に暮らせる地域づくりというところでして、様々なご意見を基に今回追加するところではありますが、ここでは安全な居住環境や医療機関、さらに高齢者がどういうふうに関わっていくかというようなところがテーマになっておまして、高齢者の学校等の関わり等による社会貢献の機会の確保、高齢者が活躍しながら地域に関わるというようなところに、今やっている 3 ビズのスキームなどを活用してやっていきたいということや、医療に関しましても、今ある医療の状況をしっかりしてもらったとともに、開業医を呼び込むようなことを盛り込まなければいけないと思っております。

戦略 5 に関しましては、これまでの学校の問題に限らず、高校や社会人までを含めて少し考えていきたいと思っております。魅力ある教育環境や公共交通の確保というところも課題であり、取組としては教育基礎力が身につく環境の確保や、これは人づくりやいろいろなものを幅広く織り込んでいきたいと考えております。

戦略 2 と 6 については今回、市民向けだったので、あまり意見が出ていなかったということもありまして、今回の市民参加手続を、ある程度、傾向としてまとめると、このような結果となっているというものです。

これを踏まえまして次ページからが、今度の新しい重点戦略プロジェクトの案となっております。

すみません、ページがかぶってしましますが、4 ページの次の 4 のところにあるとおり、6 個に戦略を増やしまして、4 番を新しく追加するものです。個々には、その次のページから説明をさせていただきます。

まず、一つ目の富士山型ネットワークの充実に関しましては、基本的には前期と同じ方向性になっております。

一つ目の高台開発の推進の一つ目については、現在行っております相良牧之原 I C 北側の開発についてが一つ目。二つ目の点につきましては、その周辺等に、また新たな拠点の形成やさらに拡大をしていくという方向性を書かせていただいております。

二つ目の、既存市街地・沿岸部の活性化につきましては、静波や地頭方の現在進めてい

るものを含めて全体のものが一つ目です。そして今後、相良エリアを中心に取り組んでいく部分に関して二つ目の点ですね、様々な施設を拠点として子育てや教育、買物環境などのサービスの充実を図る、そういう若者に選ばれるエリアをつくっていくということを入れております。

移住定住の促進につきましては、やはり課題となっておりました住宅用地に関して、一つ目の点で民間事業者と連携してニーズに応えられる住宅や住宅用地の確保に努めていくというところを入れております。

(4)の道路交通ネットワークの充実や新交通の導入については、これまで取り組んでいたものに含めて3番目に、自動運転やライドシェアなどの新たなモビリティサービスの導入を進めるということをお記させていただきました。

次に、戦略2のゼロカーボンと経済成長の好循環につきましては、これについても全体の方向性としては前期のとおりです。

一つ目の茶業等の収益性の向上への支援につきましては、一つ目が、現在取り組んでおりますオーガニックまきのはら推進事業によります荒廃農地の解消やレモンなどの品種への転換が主なもので、二つ目につきましては、茶業の三本柱での振興ということで、これは施政方針等でも書かせていただいておりますが、茶業振興の考えをまとめさせていただいております。

二つ目の企業等の生産性の向上では、現在取り組んでおりますスタートアップに関する呼び込みが一つ目、二つ目に、新たに中小企業の事業承継や経営革新の支援、さらには様々な視点での企業誘致を入れております。

(3)の多文化共生と(4)の市民生活における部分に関しては、大きな変更はございません。

次、戦略3の日本一女性にやさしいまちにつきましては、これについても継続のプロジェクトになるので大きな方針は変わりませんが、これまで、やはり子育ての視点がすごく強かったものに対して、独身の女性の視点も重視することから、まず、女性の活躍、新しい働き方を1番目に持ってきております。これについては、現在取り組んでおります月3万円ビジネスの導入や、企業と連携した働き方の改善について書かせていただいております。

二つ目は、子育てに関する幼児教育までの切れ目ない支援の充実をまとめております。

そして三つ目は、子どもや家族と過ごす環境の充実ということで、一つ目に全天候型の屋内型子育て支援施設について、施設機能の充実を図っていくということ。三つ目に、子育て世代のニーズに応えられる公園づくりの検討を進めていくと明記させていただいております。

次、戦略4の安心安全で健康に暮らせる地域づくりについてでございますが、こちらは新設するプロジェクトになります。

様々な面で暮らしにおける安心や安全を確保していくということから、危機管理防災力ということで、安心安全の確保ですね。もともとあった海岸防潮堤に加えて、地域防災力の向上や、高齢者や障害者などの支援についても明記を入れております。

そして地域医療に関しても、開業医などの呼び込みなどだけでなく、地域医療の状況について市民の方に分かりやすく知っていただくという要素が重要ということで、こちらも

明記しております。

最後に高齢者の活躍と健康づくりに関しましては、こういった高齢者が医療に頼らず自立して健康に暮らしていくという要素のために、健康づくりの要素に加えて楽しみながら継続的に活動して、アクティブシニアとして地域に貢献するという要素を二つ目の点として明記をさせていただいております。

次、戦略5です。まちの未来に向けた新たな教育・人づくりということで、これは学校再編に限らず、高校までを盛り込んでおります。

こちらも前段のところの三つ目の点にありますとおり、県立高校においても少子化や私立高校との競争による生徒数の減少に伴い、施設の再編が進められている中、進学先として魅力のある高校教育を市内に残していかなければ、教育を要因とする転出がますます進んでしまうという点。さらには義務教育の9年だけでなく、高校やその後の社会人までを見据えて、幅広い視点で人づくり、プレーヤーづくりをちゃんとやっていくということをまとめたものです。

(1) が9年間を通した教育環境の充実ということで、こちらは義務教育学校におけるソフト面の内容を明記しております。特に三つ目に、子供の学習環境の充実ということで、様々な内容を少し包括して書いております。

2番目は義務教育学校の整備ということで、これは施設整備等が中心になっているものです。

最後の、地域経営を担う人づくりということで、高校の問題や、今行っている高校生や大学生への地域愛の醸成を行うような授業、さらに最後に、様々なプロジェクトにおいて、民間プレーヤーと一緒に取り組んでいくということや、それを担う行政職員の育成についても一体として考えていきたいと思っております。

最後に戦略6、持続可能な行政運営ということで、こちらについては、もともとDXの推進というプロジェクトをDXに限らず行うもので、前段の三つ目の点にありますとおり、デジタル技術を使いこなすスマート自治体への転換、国・県の交付金を活用したプロジェクトの推進による効率的な財政運営、さらには公共施設の問題等をまとめて一つにしております。

DXでは最後にありますとおり、質の高い行政運営を支える働き方改革を見据えて進めていきたいと思っております。

さらには公共施設の利活用、学校跡地についてもこちらに入れておりますし、最後の自主財源のところでは、やはりふるさと納税による財源の確保や、国・県の補助金を有効活用して効果的に進めていく点を明記しております。

すみません、先ほどの市民意識調査においても、やはり満足度で交通や住宅地の満足度が低いという問題もありましたので、今回お聞きした皆さんの意見からも、その辺は連動しておりますので、そういった点を今回盛り込んで、まず、プロジェクトとしての見直しをお示しさせていただくものです。

実は、施策全体としては7本の政策の下に28個の施策を並べて、そこに全体を書くということは、まだこれから作業をしておりますが、まずは、この重点分野、6個の重点戦略プロジェクトについて、ある程度、議論を進めておりますので、途中経過になりますが、本日、市議会の皆様にもご報告をさせていただいて、ご意見を伺いたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（原口康之君）

橋本教育長。

○教育長（橋本 勝君）

去る6月1日の議員全員協議会で報告をさせていただきました相良中学校で発生したサポート詐欺被害につきまして、その後の状況を報告させていただきたいと思います。

内容につきましては、資料3をご覧ください。

担当のほうから説明をいたします。

○議長（原口康之君）

教育文化部長。

○教育文化部長（竹内英人君）

相良中学校におけるサポート詐欺被害の対応状況について、資料3によって説明をさせていただきます。

6月1日の議員全員協議会におきまして、発生の状況、経緯、また市の対応等についてご報告をいたしました。その後の経過としましては、6月5日、相良中学校長が警察に被害届を提出、受理をされました。牧之原警察署からは、電子計算機使用詐欺事件として取り扱っていくということで伺っております。

6月11日には被害インターネット口座の当該金融機関と面談を行いまして、金融機関からは、ログイン、あるいはパスワード等の入力をされた上で送金が行われており、それ自体に問題はないということから、金融機関側での補償対象ではないという見解、回答を確認いたしました。

また、同日ですけれども、相良中学校におきましては、使用していたインターネット口座を全て解約し、新たにインターネット口座を開設したという状況であります。

再発防止策としましては、相良中学校ではサポート詐欺に使われたパソコンの使用をやめ、破棄することとし、今後はインターネットバンキング専用の単独パソコンにより運用することとし、管理者権限による操作制限を設定、また、国際電話の発信も受信もできないように回線を遮断するという、そういう設定を実施いたしました。

また、市内の全学校においては、会計年度任用職員を含む全職員に対するセキュリティー研修の実施、また、インターネットバンキングのパスワード等を複数人で管理し、単独、一人ではログインできないように運用するなど、管理方法の見直し。それから、各口座の振込み限度額の設定、当日振込みするものを不可として、翌営業日に振込みするという、そういう設定があるんですが、その申請並びに、先ほどと同じ国際電話回線の遮断などの作業を進めております。

今後の対応についてです。市が加入している保険の補償対応につきましては、現在、保険会社でも初の事案になっているということで、適用範囲や必要書類等、保険会社の弁護士を含めて本社で検討しているということでありまして、不測の時間を要している状況であります。

対応を急ぐということでもありますので、こちらとしては保険会社からの対応を待っていると、そういった状況にあります。

市議会に対しましては、今後、賠償の相手方や賠償金総額の決定を行う議案と、補正予

算案の上程を予定しておりまして、調整等をお願いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

賠償金については、そちらに表がつけてありますが、学校諸会費の100円、それから手数料の68円、それから3年学年会計の999万9,999円と手数料68円の、合計1,000万235円となることを見込んでおります。

以上、状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原口康之君）

市長報告は終わりました。順に質問をお願いいたします。

まず最初に、令和8年度の市民意識調査について、お願いします。

石山議員。

○8番（石山和生君）

質問ではないんですが、また、データを提出いただけますか、議会に対して。例年やっていたいている。

○議長（原口康之君）

企画政策部長。

○企画政策課長（本間直樹君）

例年どおり対応させていただきます。

○議長（原口康之君）

よろしくお願いいたします。

ほかは。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

確認だけさせていただきたいんですけれども、10代の回答数が30で回答率30.0%ということで、ほかの世代に比べて少ないのかなというふうに感じてしまったんですけど、これだけの数で、一応サンプルとしてはきちんと優位になっているのか、その辺のお考えだけお聞きしたいなと思いましたので、お返事お願いします。

○議長（原口康之君）

企画政策課長。

○企画政策課長（本間直樹君）

まず、10代に関しましては、16歳以上が対象なので、他の世代に比べて対象になる年齢が少ないということが、半分になるということなので、もともとサンプル数が半分であるということではあるんですけれども、もちろん回答率に関しても低いので、率に併せてさらに減っているという状況です。

これにつきましては、全国の意識調査の傾向を全部調べていたところ、どうしても今、30代より下が、こういったものに協力しないという傾向がどんどん強くなってきておりまして、数年前にインターネット回答を導入してからは、それでもインターネット回答によって、まだ改善はしてきているところなんですけれども、今後も若い世代の回答率をどのように上げていくかというところは、いろいろ検討して改善していきたいと思っております。

以上です。

○議長（原口康之君）

ほかは。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

ないようでしたら、次に、第3次総合計画基本計画重点戦略プロジェクトについて、お願いします。

木村議員。

○7番（木村正利君）

これについて確認させてください。

主な意見ということでご説明いただきました。結婚期、就学前、進学期ということの中で、それぞれのn値、抽出した数字が表されているんですが、ここら辺が、3万円ビジネスとか、そういったところとか、例えばサーフィンの転入者とか、ある程度、行政に関わっている方が中心になっているというのと、なかなか本当に総体的、一般の市民のところとどうなのかなというのは、ちょっと1点疑問ですが、この計画値の中で聞き取りについての目的と、それこそ経緯を、もうちょっと説明していただけますか。

○議長（原口康之君）

企画政策課長。

○企画政策課長（本間直樹君）

ご指摘のとおりでして、やはり行政に関わっている方であるので、少しその辺の回答について一般の方とのずれがあるのではないかとというご指摘は、ほかからも少しいただいているところではあります。

まず、経緯としましては、昨年2月の委員会でも出させていただいたとおり、これは総合計画審議会にもお諮りしているんですが、統計データや、いろいろなこれまでの満足度等の分析によって、ある程度、市民全般の意見、特にこの市内に住んでいる市民全般の意見については整理をさせていただいております。

その傾向としては、ある程度、出てきているのですが、一方で、市外に出ていかれた方の意見というのは、意識調査の結果とかに、やはり反映されないんですね。何が嫌で出ていったかという方については、今いる方の意見を意識調査で取っているのですが、そういうことで、まず、転出された方から具体的なインタビューをして、何が嫌、何が問題で出ていったかというのを詳しく聞き取るべきじゃないかと。それも、ある程度の一般論としては、これまでも把握してきたんですが、何人かの方、特に特徴的な転出をされた方を、ちょっと職員とか、いろんな方にお聞きして紹介をいただいて、その中で6人の方とお話をした中で、特にポイントになった意見を今回、出させていただいております。

なので、この意見に関しては定量的に分析をされた総合的にまとめた意見というよりも、特定の方の内容ではあるんですが、より深掘りされた意見ではありますので、これと統計データ等の定量的な意見をしっかり並べて、その上でどういうところに課題があるかというふうにする一つのデータであると思っていただければと思います。

先ほど市民意識調査において、やはり若い世代が、今回満足度において住宅や交通が低いという点もここと連動しているもので、これは出ていった方も、中の方も、両方問題視されているということなので、最優先にやらなければいけないというような整理もさせてい

ただけだと思いますので、この調査についてはそういう趣旨で行っているもので、そういうような活用で今回の計画に反映しているということでございます。

以上です。

○議長（原口康之君）

ほかは。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

ないようでしたら、次に、相良中学校におけるサポート詐欺被害の対応状況についてということで、お願いします。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

先ほど説明していただきまして、現状について分かりました。

警察のほうは現在捜査中ということで、金融機関に関しても今回補償対象ではないということですね。あと、保険会社に関しては初の事案ということで、これもかなり時間を要するということの中で、補正予算を今後上程するという事なんですけども、いつ頃を予定しているかということと、当然、補正となれば、市民の税金を活用することになりますので、それは慎重に行っていかなければならないと思うんですね。

あくまで、この補正というのは仮の対応になるかと思うんですけども、最終的に市の負担とすべきなのか、というのは保険対応になった場合にどのように考えていくのかということも含めた中で、財政面の影響をどのように考えているのかということと、現状、今現在の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（原口康之君）

教育文化部長。

○教育文化部長（竹内英人君）

作業としては、保険がどういう状況で手当されるかといったところは別としても、市そのものには賠償の責任があるということを考えております。

当然、その補填予算を計上するという中で、保険がどのぐらい充当されるかといったところで、少し説明内容そのものも変わってくるのかなとは思っていますが、現状ですけども、この補填そのものは市のほうが行わなければいけないというふうに考えております。

すみません、ご質問の内容だと、保険で対応できない部分があれば、それをどう考えるのかということとよろしいでしょうか。

○14番（濱崎一輝君）

それもあるんですけど、あと、その上程の時期なんかも、どの程度で考えているのかなという。

○教育文化部長（竹内英人君）

時期については、すみません、今、議案の項目を確認している状況で、それが確認でき次第、直ちにとということで考えております。

また、臨時議会のほうをお願いするようになるかと考えておりまして、ご相談のほうは、今後させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（原口康之君）

教育総務課長。

○教育総務課長（水野浩充君）

財政への影響ですけれども、今現在、まず、それこそ被害に遭われた生徒、あるいは保護者の皆様への補填、これが学校行事のほうで滞ってはいけませんので、最優先で、まず、歳出のみの補正は確定で行わせていただく。その上で、例えば市側の管理責任であるとか、そういったものの内容、あるいは、例えばかなり望み薄ではあるかと思うんですけれども、例えば犯人から幾ばくかのお金を取り返せた、そういったような内容であるとか、どこかに引責で求償できるようなものの収入があれば、それはそれで別途、収入のほうの補正を報告させていただくというような格好になるかと思います。

その上で、今現在、財政課との協議の中では、まずはその歳出のほうを確保するという事で、一般会計のほうの状況を確認しておるところですけれども、前年度の未計上繰越しで取りあえずは対応というような話にはなろうかというふうに考えております。

求償の内容によっては、以降、いろいろ考えていかなければいけないかなというような状況でございます。

以上です。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

状況は分かりましたけれども、子供だとか保護者のことを考えたら、市のほうが対応しなきゃいけないというのは当然理解できるんですけれども、ただ、今後のことを考えたときに、また同じことがあったら困るんですけれども、安易に市の財政を当てにするというのは、どうなのかなというのがあるんですね。

私は、監査委員という立場の中で意見をさせてもらっていますけれども、財政的にもそんなに余裕があるわけではないと思うので、これは本当に慎重にやっていかないといけないと思いますし、市民に対する、保護者に対する説明もそうなんですけれども、慎重にやっていかないといけないと思います。

そのところも踏まえた中で、より、いろんな、一番は保険が使えれば一番いいんですけどね、そこに関しても真剣に取り組んでいただいて、細かな詳細に関しての市民に対しての説明、我々もそうですけれども、説明をしっかりとさせていただきたいと思います。

○議長（原口康之君）

ほかに。

名波議員。

○10番（名波和昌君）

3番の再発防止策のところについて、3点ほどお聞きします。

まず、研修をされたということなんですが、その研修の内容の概要を教えてください。それと、その研修の効果確認をどのように今後考えているのか。あと3点目は、今回、学校の関係のパソコンについてこういう対策をしていますが、市の、行政の関係のパソコン、当然、インターネットバンキングってあるんじゃないかなと思うので、そちらについては何か対策を並行してされているのか。3点についてお聞かせください。

○議長（原口康之君）

学校教育課長。

○学校教育課長（小倉圭司君）

3点のうちの1点目、2点目について、私のほうから答えさせていただきます。

研修のほうですが、校長会のほうに6月1日に指示をしまして、全職員に対して行うよ
うにということで、内容としましては過去の詐欺事案の事例を基に、こういう詐欺の手口
がありますということを学習した上で、それに対する対応。最も基本的なところでいいま
すと、ネットワークを遮断するという事について、具体的な対応を全職員に通知するよ
うにということで研修を行っております。

その効果につきましては、行ったという報告を学校から受けておりますし、今後も、来
月にはもう一回、教頭を集めて研修を行います。定期的にこの状況を把握していくとい
うことで、効果の確認をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原口康之君）

教育総務課長。

○教育総務課長（水野浩充君）

庁舎内でのその他のインターネットバンキング等の使用ということですが、市の
公会計につきましては、全て公金は会計課のほうで今、一括管理している状態です。

例えば税金の引落としであるとか、市からの払込みであるとか、こういったものにつきま
しては、市の指定金融機関と、それこそインターネットバンキングに類するEBシステム
というもので送金と受領を行っているような状態ですが、会計課のほうで一括管理
して対応を取っていると。

市の市役所に入ってくる入出金の日計表と、銀行との送金の内容を常にチェックするよ
うな状態で動いておりますので、内容を未確認のまま送金が行われるというようなことは、
現状ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（原口康之君）

名波議員。

○10番（名波和昌君）

研修と効果確認については、今お話しいただきましたが、確実に、やはり同じようなこ
とができないような形で全職員の方に周知を徹底していただきたいというのと、もう一つ
は、例えばシミュレーション的なことも今後やっていったらどうかなというふうに思いま
すので、その辺もぜひご検討いただきたいなというふうに思います。

庁舎のネットバンキングについては内容は分かりましたけれども、そういう形の中でも
サポート詐欺が起こり得る可能性というのは十分に考えられるんじゃないかなと思います
ので、会計課を中心にして、改めて対策を検討していただければなというふうに要望して
おきます。

もう一つ追加なんです。市の職員の皆さんに対するセキュリティー研修、この辺は今、
計画されているのかどうか、その点についてお願いします。

○議長（原口康之君）

総務部長。

○総務部長（源間成紀君）

職員に対する研修につきましては、7月9日に全職員を対象としてということで予定しております。その中で、そういったものに対する理解と、今後のそれに対する、どういったところを心がけるかということ、まず周知をするということで実施をさせていただきます。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

関連になります。職員というのになりますが、今回、この詐欺被害に関わってしまったご本人、あると思いますけど、そういう方の今の対応とか状況、対応をちょっとお聞かせください。

○議長（原口康之君）

総務部長。

○総務部長（源間成紀君）

当該の職員に対する関係ですけれども、状況を今確認をさせていただいているというようなところになります。

その上で、今回の事案に関して、当該職員に対する処分等について、処分の委員会を開いてということで対応させていただきたいというふうな形で考えております。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

この職員の方も、いろいろ事情聴取だとか、いろいろ大変だったかと思いますが、メンタルの部分、本当にサポートしていきながら、よりよい形で持っていつてもらいたいなという、そういうところがございます。

以上です。

○議長（原口康之君）

総務部長。

○総務部長（源間成紀君）

当然、その職員の方の状況もありますので、そういった部分も加味しながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（原口康之君）

ほかは。

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

2点、伺います。中学生の保護者からも意見があったんですけれども、インターネットバンキングにそこまでこだわる理由というものを一つ教えていただきたいのと、あと、研修の中でネットワークを遮断するというところで研修をされたということなんですけれども、その方法についてというか、コントロールとデリートというのが基本だなとは思っているんですけれども、その点について伺います。

○議長（原口康之君）

教育総務課長。

○教育総務課長（水野浩充君）

まず、インターネットバンキングの導入ですけれども、学校サイドでこういった理由で導入したかというようなお話になるかと思います。

例えば、学校で給食費であるとか、それこそ今回対象になった修学旅行の積立てなどもあるんですけれども、ほぼ全校生徒から毎月のように何らかの格好で集金を行わなければいけないというような事情というか、実情がございまして、これに対応するのに、都度集金ですと、逆に保護者の方の負担にもなるということで、そういったご意見もある中で導入したような経緯がございまして。

こだわりがあるというか、全体的な負担を減らすというような方向で採用しているというものでご理解いただければと思います。

○学校教育課長（小倉圭司君）

ネットワークを遮断の方法についてですけれども、アプリを終了するという意味では、C t r l + A l t + D e l e t e が基本かなとは思いますが、今回の事案につきましても当該職員、C t r l + A l t + D e l e t e も試しておりまして、アプリがいつものように終了できなかったという中で起きております。そういう知識はあったということなんですけれども。

ですので、最も単純でシンプルかつ確実なというところで、L A Nケーブルを抜くであるとか、それからW i - F i をオフにするといったようなところも研修内容に加味して行いました。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

状況は理解できましたので、引き続き安全に留意してやっていただければと思います。

○議長（原口康之君）

ほかは。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

私から。まず、この再発防止策のところ、当該パソコンを破棄されたということなんですけれども、現在、警察に被害届を出されて捜査中ということだったので、パソコンを破棄されちゃうと証拠とか残らないので捜査に影響が出るんじゃないかなというふうに思ってしまうんですけど、この対応は適切だったのかというのが1点目と、あと、この保険での対応、時間を要しているということなんですけれども、いろんなパターンが考えられると思うんですけど、保険で仮に全くお金が下りなかったとか、対応されなかったというときも、今後はそこもきちんと報告してくれるということでよろしかったのか、その2点をお願いいたします。

○議長（原口康之君）

教育文化部長。

○教育文化部長（竹内英人君）

まず、破棄の件については、警察のほうも捜査を完了して、そのパソコンについてもう

一度ということはないということをおっしゃっておりますので、一定期間保管して、最終的には破棄するという、そういう考え方でいるということです。

今後の保険対応等については、随時内容のほうは報告をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（原口康之君）

木村議員。

○12番（木村正利君）

ご報告いただきました。私のほうからは1点確認させてください。

基本的に前回の全協でもお話しさせていただいたんですが、学年会計のところでは修学旅行費とかというのは、個人の、私の認識的には個人の預り金かなというふうに認識しているんですが、そこら辺の口座管理というところの、学校側というか、教育委員会としての状況をちょっと説明していただけますか。

○議長（原口康之君）

教育総務課長。

○教育総務課長（水野浩充君）

学校でも、校務というか、生徒の教育上、必要な費用ということで、公会計ではないということは間違いありませんけれども、法律上の解釈みたいなものの私会計、ただし管理は学校側にあると、こういった扱いというふうに考えております。

以上です。

○議長（原口康之君）

木村議員。

○12番（木村正利君）

理解できました。対応的には、口座を解約して新しくやるということで理解しましたので、ぜひ、よろしくお願いします。

○議長（原口康之君）

ほかは。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

それでは、これで市長報告を終わります。

その他。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

この資料にはないんですけど、市長が冒頭、台風が接近されているということで冒頭話されたんですけど、今現在、公費解体も始まっているところではあるんですけど、まだ、解体が全然済んでいなくて何も手つかずだということもあるというところで、そういうところで市の対応をちょっと強化していただきたいという、そう考えているんですけど、市の考えとか、対応を教えてくださいと思います。

○議長（原口康之君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

今から担当に説明させますけど、手つかずに関しては、全て市の職員のほうが現地調査を行い、それから所有者のほうに連絡を取って、公費解体制度の説明であるとか、今のお考えであるとかというものを調査を行って対応を取っているという状況でありますので、その辺の状況について説明させます。

○議長（原口康之君）

市民生活部長。

○市民生活部長（原口克也君）

先ほど市長からありましたように、まだ、意向確認ができていないお宅に対して、6月8日に72件のお宅に対して通知書の発送をしまして、どういうお考えでいますかというのを、今確認している最中になります。

また、その返答がないという場合もあるものですから、最終的に戸別訪問して、意向を確認しようかなと思っているところでございます。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

ぜひ、台風が接近しているということで、ちょっと強力に、強めに対応していただければと思います。していただきたいという願いでございます。

以上です。

○議長（原口康之君）

その他、ほかはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

以上で、市長報告を終わります。

3 議長・関係議員・委員会報告（1） 会議等の結果

○議長（原口康之君）

それでは、議長・関係議員・委員会報告ということで、最初に私のほうから報告させていただきます。

1点だけ、総会については令和7年度の事業報告と決算報告と、あと、令和8年度の議案については、令和8年度の予算と事業報告となりますので、その部分に関しては省略しますので、よろしく願いいたします。

5月20日、全国民間空港所在都市議会協議会第109回定期総会がございました。

5月22日、令和8年度牧之原市戦没者戦災死者追悼式、これは出席された議員、ありがとうございました。

同日、5月22日、牧之原市国際交流協会総会がございました。

5月24日、静浜基地航空祭2026が静浜基地でありました。正副で参加してまいりました。

5月25日、国土交通省要望御礼ということで、国交省へ私が副議長と2人で行ってまいりました。

5月26日、御前崎港整備促進期成同盟会通常総会と、御前崎港振興会通常総会が、午前午後に行われました。

5月27日、第102回全国市議会議長会定期総会が東京でありました。私が参加してまいりました。

次に、5月29日、浜岡原子力発電所安全等対策協議会理事会と総会がございました。

次に、6月15日、牧之原市御前崎市広域施設組合臨時会がございました。

先ほど述べたように、その他の議案の部分に関して、人事に関しての報告がございます。新しく副議長に御前崎市の議員、植田浩之氏が就任しております。あとは、監査員につきましては、御前崎市の二俣議員と地元の増田圭修さんが就任しております。

あとは、6月19日、令和8年度NPO法人牧之原市スポーツ協会総会がございました。

6月20日、牧之原市シルバー人材センター第46回定時総会が行われております。

あと、6月22日、令和8年度第1回牧之原市地域公共交通会議が行われ、参加された議員はご苦労さまでした。

私からは以上となります。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

私のほうから、監査委員の報告をさせていただきます。

5月26日に例月現金出納検査を行いました。一般会計及び特別会計、水道事業会計、坂部財産区特別会計について監査を行いました。

翌日、5月27日には静岡県都市監査委員会総会・研修会が浜松市で開催され、参加してまいりました。

あと、ここには載っていませんけれども、住民監査請求について説明しておきますけれども、先月も全協の中で説明をさせていただきましたけれども、細江の大石昌仁さんから自治振興事業費等交付金について住民監査請求が出されましたけれども、1回目に関しては令和6年度分ということだったので、期限が経過しているということで却下をしましたけれども、続けて令和7年度分について、また同じく請願が出されたものですから、どうするかということで検討してきましたけれども、内容的に特に不備はないということだったので、これは受理しました。

その後、請求人からの特段の陳情はなかったんですけれども、担当部局から弁明書の提出をしてもらった中で、請求内容と弁明書ともに事務局にて素案を作成してもらったものを我々も確認した上で、現在は弁護士に文章の修正及びチェックを依頼しているというところでございます。今月中ぐらいには書類が出来上がってくるかなと思うので、また、それも私が確認、その後の対応をしていきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（原口康之君）

ほか。

名波議員。

○10番（名波和昌君）

5月26日、御前崎港振興会通常総会がありまして参加をしてきました。

6月22日、御前崎市牧之原市学校組合議会の例月出納検査が行われまして、現預金ともに問題なく処理をされておりました。

以上です。

○議長（原口康之君）

副議長。

○15番（谷口恵世君）

5月18日、浜岡原子力発電所安全等対策協議会決算監査を行いました。全て適正に処理されております。

5月20日、行政視察受入れで高知県の安芸市議会がカタショー・ワンラボのほうへ参りました。議長不在のため、私が歓迎の挨拶をいたしました。

それから、5月29日、榛原総合病院組合例月現金出納検査を行いました。全て適正に処理されておりました。

6月10日、東遠議員交流フォーラム打合せ会を行いました。本年は当市が当番市となっております。また詳細はご報告をいたします。

以上です。

○議長（原口康之君）

ほかは。

〔「なし」と言う者あり〕

3 議長・関係議員・委員会報告 （2） 議会運営委員会

○議長（原口康之君）

次に、議会運営委員会、お願いします。加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

それでは、議会運営委員会のほうから報告をいたします。

最初に、5月27日の6月定例会の日程の確認については、既に済んでおりますので割愛をいたします。

次の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の実施についてと、次の議会防災訓練（案）については、その他のところで事務局から説明をお願いいたします。

次の、陳情（要望）等の取扱いについてということで、「mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める意見書」というものが出されましたけれども、議会運営申合せ事項に基づき、郵送であったので資料配付といたしました。

次の6月16日、6月定例会の追加提出議案についてということで、既に済んでおります。

次に、6月17日の令和8年度議会報告会の振り返りについてでありますけれども、この全協終了後、反省会を予定していますので、そこで報告等をいたします。

イの会派制については、協議事項のほうで説明等を行います。

次に、6月24日です。アの6月定例会追加提出議案については、本日合同協議会で説明を受けております。

次のイ、会期及び審議予定表〔変更〕（案）については、事務局から説明をお願いいたします。

○議長（原口康之君）

事務局次長。

○事務局次長（萩原美保君）

資料2をご覧ください。2ページ目の変更箇所、赤字の部分となります。

本日の議運で追加議案について説明があり、先ほどの常任委員会合同協議会で議案が配付されました。26日金曜日、本会議最終日に専決処分の報告第6号と第7号が追加されました。

説明は以上です。

○議長（原口康之君）

加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

本日、今朝の議運の中で、もう一点、ここには載っていませんけれども、議会運営委員会の視察研修について詳細な日程が示されましたので、今度、7月1日、2日と岩手県滝沢市議会また奥州市議会のほうへ、テーマは「決算と予算の連動による政策サイクルの構築について」ということで行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

議運の報告は以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 （3） 総務建設委員会

○議長（原口康之君）

次、総務建設委員会。名波委員長。

○10番（名波和昌君）

総務建設委員会ですが、6月1日に委員会を開催しまして、行政視察先の意見協議と市民会議に関する打合せをしました。

6月3日、い〜らにおいて牧之原市ボランティアコーディネーターの皆さんと市民会議を行っております。

6月19日、委員会を行いまして、付託議案審査と視察研修先、さらに6月30日に予定している細江区との市民会議について確認、協議を行いました。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 （4） 文教厚生委員会

○議長（原口康之君）

次、文教厚生委員会。松下委員長。

○13番（松下定弘君）

文教厚生委員会、報告します。

まず、5月18日、19日、21日の3日間、6か所にて議会報告会では、文教厚生委員会の報告を市民の皆様いたしました。

5月27日、常任委員会合同協議会では、市民生活部国保年金課より牧之原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を受けました。また、市民生活部税務課より牧之原市市税条例の一部改正の概要について、合わせて2件の説明がございました。その後、文教厚生委員会を開催し、健康推進課を招いて、子ども・若者の健やかな成長を支える施策について、勉強会を行いました。

6月11日、本会議終了後に文教厚生委員会を開催し、健康推進課との勉強会の振り返りと今後の進め方を話し合い、今後においては教育文化部との勉強会を視野に入れておりま

す。

以上、文教厚生委員会の報告でした。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長（原口康之君）

次、議会広報特別委員会。絹村委員長。

○9番（絹村智昭君）

議会広報特別委員会です。

5月26日、紙面のリニューアルについて、あと視察について協議いたしました。

6月11日は、かけはし第83号の編集とスケジュールについてと、紙面のリニューアルについて検討しておるところです。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

○議長（原口康之君）

次、議会改革特別委員会。副議長。

○15番（谷口恵世君）

議会改革特別委員会です。

5月18日に議会改革特別委員会全体会を行いました。会派制についての前回のワークショップのまとめを資料といたしました。本日、また議会改革特別委員会全体会を行います。そちらのほうで今後のスケジュール等を協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（原口康之君）

協議事項に入る前に、ここで、あの時計で20分まで休憩いたします。

〔午前 10時 分 休憩〕

〔午前 10時 分 再開〕

○議長（原口康之君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4 協議事項

○議長（原口康之君）

それでは、全員そろいましたので協議事項から進めたいと思います。

会派規程について、加藤委員長、お願いします。

○11番（加藤 彰君）

それでは、協議事項の会派規程についてということで、こちらは資料3と書いてありますけれども、最初に少し、この資料3を見るに当たって以前出した資料の確認をしておきたいと思いますので、全員協議会のフォルダの5月18日の資料5、資料5を少し最初に見ていただきたいと思います。よろしいでしょうかね。

こちらには、市議会会派に関する事項、骨子ということで、目的から会派の責務、会派

の結成、会派の移動、会派の解散等、そして会派代表者会、そしてその他ということで、この事項が載っておりますけれども、今回お示しをする資料3のほうでは、この中で会派代表者会というのがここに載っておりますけれども、これについては削除しております。あと、文言的なものは若干変えてありますけれども、大きく変えたのは会派代表者会というのを削除したということで、まず、ご確認をしておきたいというふうに思います。

それでは、資料のほうに戻っていただきたいと思います。本日の6月24日の資料3、会派に関する規程（案）というところになります。

この中で、協議事項としておりますので、本日、まずこの中で第3条の2項、会派及び代表者等の届出というところの第3条の2項に「会派の所属議員は、2人以上とする」というふうにしてございます。当市議会においては会派は2人以上で構成するというふうに考えたいということでありますので、まず、この点、ご確認をしておきたいと思います。

そして次に、上に行って第2条、定義のところでありますけれども、この告示において「会派」とは、牧之原市議会内における自立的な団体として、市政に関する調査研究、政策の立案及び提言等を行うものとするとしてあります。ここで「政策の立案及び提言」というふうに書いてありますけれども、この点について、これだけでは運営ができていない、運用できないというふうになります。

逆に言えば、第3条で申し上げた2人以上とするということなものですから、2人以上の会派でなければできないとする考え方を取っているということでもありますけれども、少しここで補足の説明、以前も説明してありますけれども、少し、この規程に関して運用する面での考え方について補足をしておきたいというふうに思います。

ここでもう一度、今度は特別委員会のフォルダ、特別委員会のフォルダを出していただけますでしょうか。特別委員会のフォルダの議会改革特別委員会の全体会の4月17日の資料、これは以前、説明をした資料になりますけれども、資料2として新しい会派制の設計図というものの、こちらをまずご覧いただきたいと思います。

この資料の12分の4ページを見ていただきますと、会派制導入を支える六つの柱というふうに書いてあります。これについては、Bグループが検討、合意した議会運営の基本ルールとしたいというものであります。

振り返りますけれども、もう一度、①が構成要件としては2名以上とする、一人会派は不可、②議会運営、従来の委員会中心主義を維持ということであります。事務局負担については、基本的には視察等は直接会派で行う考えでありますので、特に事務局としてのここにおける負担はないというふうに考えます。それから、予算措置については、直接の予算はなしと。⑤の政策提言、委員会に加えて会派ルール等をつくりたいんだということがあります。⑥の無会派議員、ここを注意しておいていただきたいと思いますけれども、他の議員との共同により提言は可能というふうに考えています。ですので、こういう考えでいいかというのが一つの協議事項になります。

それで、次に12分の8ページをご覧いただきたいと思います。無会派議員の共同プロセスということで、一人会派が認められなくても政策提言の道が閉ざされるわけではありませんというふうに書いてございます。下のところに、多様な市民の声を拾い上げた無会派議員は、他の議員や既存の会派と調整を行い、合意形成2名以上を図ることで政策立案、提言のプロセスに参加できる。1人では出せないが、共鳴する仲間を見つければ出せると

いう考え方であります。ですので、こういった考え方でいいかということが一つの協議事項であります。

次に、前のページに戻っていただいて、12分の9のほうをご覧くださいと思います。

ここでは、特別枠として政務活動費に関する今後の展望ということでありまして、ここに会派制ルールの構築と、下に政務活動費の検討と書いてありまして、政務活動費も基本的には同じように検討していく必要があるんじゃないかというご意見もいただいております。ですので、政務活動費の考え方についても、ここで触れておきたいというふうに思います。ここで会派に属さない個人への支給も視野にと書いてありますけれども、改選前にBグループで検討した際、会派に属さない個人への支給もするというふうな考え方を取っておりますので、そのように考えていきたいということが一つ、協議をする点であります。

それから、大体これが規程に関連して少し押さえておかなくてはいけない論点になるところというふうに思いますので、今説明のほうをさせていただきました。

規程のほうに、もう一度戻っていただきたいと思います。戻っていただけましたでしょうか。

したがいまして、今回、会派に関する規程（案）については、このページの後ろのほうに様式、会派結成届とか会派変更届、そして会派解散届とか、そういったものがつけてありまして、これに基づいて今後運営をしていくとしている考え方であります。

こういったものがこれまでなかったということでありまして、ですので、目的のところの一つに会派に関し必要な事項を定めるものとするということで、今回議運において、こういった考え方を取ったらどうかということで定めたものということで理解をしていただきたいと思います。ですので、今後運営するに当たって、こういった考え方でいいかということについて、意見をいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（原口康之君）

会派については以上となりますが、皆さんよろしいですか。内容について質疑等あったらお願いします。

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

会派に関する規程の第5条で、この告示に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるとありますが、こういったことが想定されていて、議長が別に定めるとなると、皆さんにどういうふうに共有されるのかとか議論のところについてというのが省かれているので、そこについて説明を求めます。

○議長（原口康之君）

加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

一つの考え方でありますけれども、このケースに限らないと思いますけれども、まず議長が独断でぱっと決めてしまうということは基本的にはないですね。ですので、決めるに当たって、一つは議会運営委員会に諮るとか、またはこういった場で全員協議会に諮るとか、何らかのプロセスを経て議長が定めるというふうに、まず基本は考えていただければいいかなと思います。

もう一つ、じゃあ、具体的に何が想定されるかみたいな話でいくと、実は、政策の提言、立案みたいなことをするというのが会派のとても重要な、今後、役割になってくると思います。ただ、その場合に、どうやって出すかですね。市に対して。今は常任委員会のほうで、まず常任委員会で検討したものを常任委員会としてまとめて、議会運営委員会があって、それで全員協議会で皆さんに、どちらかという報告をして、それで特に問題がなければ議長が当局に対して提言なりをするという流れがあります。

でも、今度、会派になった場合、どうしたらいいんでしょうか。どうしたらいいのか、ちょっとまだ分からないですね。ただ、その場合に、恐らく会派ができた際には、会派の意見は聞かなくてははいけませんよね。どうしたいかというのは。でも、会派に入らない方もいると思いますので、当然その1人の方についても意見を聞く必要がありますよね。

そういったのを踏まえて、これは自分の考えになってしまう部分はまだありますけれども、恐らく議会運営委員会に、まず全体としてそれでいいのかというのを諮るような感じが一つ考えられます。その上で今日のように、こういった全員協議会の中でご報告して、当然意見をもらって、その意見を踏まえたほうが、よりいい運営ができるということであれば、当然その意見を採用して、それでオーケーかどうかは議長のほうで判断をして、それで一つは決まると。そういうのが議長が別に定めるみたいな考え方じゃないでしょうか。というふうに思います。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

それでしたら、ちょっと文章的に表現が。これだと、やっぱり書いてあるからと言われちゃうと、また困るので、しっかり全員協議会にかけた上で、全員で協議の上というような前提も一緒に含めて規程をしていただいたほうがいいと思っています。

○議長（原口康之君）

加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

そうですね。規程でいう書きぶりというか、それについて今、私、こういう書きぶりがいいかというのは分かりませんが、基本的には、プロセスについてしっかりと間違いないように進めていくというような文言を入れるというか、そういうような書き方がいいかということです。そういう書き方を少し。規程の上では、どういう書き方がいいのかというのはちょっと分かりませんので。

また、あと、会派をつくられているところ、ほとんど、どこかでもつくられていますけど、会派規程の中で参考になれば、そういったのも含め、ここは自分も見直したほうがいいと思います。

○議長（原口康之君）

今の件については、少し法律的なところもあるので、規程と照らし合わせて文言をどうするかという部分に関しては、また議運のほうで検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

よろしいですか。ほかは。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

今の意見に関連する部分ですけれども、政策立案の提言に関して、会派がつくったものを議運に諮るというところですのでけれども、そうなってくると議運のメンバーに関しても公平性が保たれていないとまずいかなと思うので、一部の会派の人だけで議運が構成されるというのはちょっとまずいかなと思うので、その辺のところも懸案事項としてあるかなと思います。

○議長（原口康之君）

加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

議運の構成メンバーについては、そもそもこれまでのやり方を変えるわけではないです。ですので、当然、今のやり方で議運のメンバーは決まるという考え方です。その上で、例えば提言云々みたいなことについて、もし議運で議論をするというような場合について、会派の考え方は当然ありますよね。どうしたらいいというのが、多分。

それから、会派に入らない方でも、1人でも例えば2人以上の会派と組むとか、さらに言えば、もうちょっとここは検討しないといけないんですけど、仮に1人、1人、1人の方が4人組んで、仮にです。提言を上げようとするんだったらいいじゃないというルールをつくれば、当然そういう方の意見も聞いておかないといけないのではないのでしょうか。ですので、まずは大きな骨組みというか、基本的な考え方です。一人会派は出せないけれども、何かの方法を取れば出せるよということが、まずオーケーということが大事ですね、この場で。

その上で、今度は文言の話とすると、今、篠崎議員がおっしゃるように、そごがないように、ちゃんとした規程の中で書いておくということが必要だし、この規程に書き込めない、今、濱崎議員が言われるような内容については、どうすればいいんですかね、別に何か書いておくとか、それか、こういう場所でちゃんと確認をして、それで進めていくとか、その辺は今後の部分かなと思いますけど、ただ、今、濱崎議員が心配されるような、議運の中に会派の考えが色濃く出てくるということは、今の仕組みの中では、ないかなと思いますけどね。というふうに思っているというか、そういうふうに考えて今までもきたし、そういうルールにしたほうがいいという今までの検討でしたので、会派は会派、議運は議運としての、これまでの選出方法というふうに考えているというのが今の考え方です。

○議長（原口康之君）

ほかは。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

話の流れは分かったんですけれども、まず、そもそも会派をやるか、やらないかというお話自体が、我々1期生が当選する。

○議長（原口康之君）

そこは。

○1番（中山尚大君）

1期生が当選する前から始まっていたお話だったので、1期生が会派に賛成するか、しないかというのを、意見を表明する場というのが今のところ一回もなかったのかなという

ふうになっているんですね。そういった意味で、せめて一回でも、この段階で誰が会派に賛成なのか、反対なのかというのを一応見る場というのはほしいなと思っているんですけども、いかがでしょうか。例えば、これで仮に1期生が全員反対で、反対派が大多数だったならば、反対派が多数のまま会派制が進んでしまうという可能性もあると思うので、そこは一回、きちんと確認したほうがいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（原口康之君）

ちょっと待ってください。

どうぞ、加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

私がこれに答えるものかどうかって、ちょっと分からないところがありますが、流れの中で答えさせてもらおうと、会派がいいとか悪いとかの話じゃないんです。そもそも。そういうことを言うなら、私たちが入る前からあった条例に書いてあった内容ですよ。だから、全て議会基本条例に書かれている内容が、これがいいだ悪いだという話は、それは、しては駄目だということはないと思います。それは当然、見直しはしていけばいいとは思っています。

ただ、流れからしたときに、会派制が必要だということがあって議会基本条例に入れられたんですよ、規定が。これまでの流れの中では、全部正確に承知はしていないけれども、Bグループで検討したときに、会派制がなかなか進まなかった理由としては、一人会派を認めないという、認めるみたいな、認めないみたいな、その辺が一つ論点にあったそうです。

今回は、そういうことも踏まえ、さらに言えば議会運営委員会の構成メンバーをどうするかとか、そういったことに対して少し論点があったということのようだったので、改めて改選前に会派制について、特別委員会の中でBグループというグループをつくって検討したと。ですから、ここに書いてある会派に関して必要な事項を定めるものとするという、必要な事項を定めるものとするという、定める内容がいいか悪いかは意見をいただきたいです。

だけれども、そもそも第4条の規定に基づいて定めようとしていますので、第4条そのものを否定されても、正直、私では答えられない。第4条のことから、もし本当にいいだ悪いだという話をするのであれば、そもそもの考え方を変えていかなければいけないですね、検討の。ただ、現時点においては、そのことをまずありとして、できる規定があることをありとして、その上で、運用について、どうしたほうがいいのか、どうすることが一番いいのかということをお話し合ってきたということです。

もし補足があれば、していただければと思います。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

私も中山議員が言ったように、改選前は確かに特別委員会のBグループの中で話をしてきましたけれども、あそこで終わっていますよね。改選していますから。なので、改選した中で全議員の意見を、やっぱりここで議員間討議ですね、そういったことが大事だと思うので、進めるにしても、今現状、どれだけの人が会派に賛成なのか反対なのかというの

を分かった上で進めていったほうが、逆にいいと思います。そこに関しては、進めるにしてもね。

○議長（原口康之君）

加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

考え方の話ですけど、だから条例なんです。市においてもいろんな重要な政策条例が幾つかありますけれども、例えば、市長が替わることによって、それはもちろん市長の考え方によって政策が変わりますよね。でも、基本的な議会運営とか市政運営とかといったものについては、誰が議長になっても、誰が市長になっても、基本的には、それをまず守るというために、市でいうと条例をつくっているという意味合いはあります。だから、今までの人が決めたことじゃないかと言われれば、そうかもしれないけれども、前の人たちが議会基本条例を議会として決めているんですね。そこがやっぱり、それがいいだ悪いだということを言っちゃ駄目じゃないと思いますよ。議論も必要だと思います。だけれども、そこはやっぱり尊重すべきじゃないでしょうか。

今で言う議会基本条例の中に書いてある、例えば、市民に開かれた議会であるとか、もっと政策立案を進めなくちゃいけないだとか、議員間討議を深めなくちゃいけないだとか、いろいろ書いてありますね。それを進める一つの方法、ツールとして、会派もあるというふうには理解しています。

ですので、前の人が決めたことだから、それは今の人が考えればいいんだと。それは、いいものにしていこうという上で、考えるのはとても重要だと思います。だけれども、前の人は何で決めたのかということは、ここはやっぱりちゃんと考える必要があるんじゃないでしょうかね。

というのは、これは一般的な基本的な私の考えです。

○議長（原口康之君）

中山議員。

○1番（中山尚大君）

条例があるということは私も理解していますし、それで話を進めているというのは分かるんですけど、この条例が決まったのは多分合併の20年前ぐらいだと思うんですけど、それからずっと会派制というのが機能せずに今まで動いてきて、それが急速に、ここできちんと制度化して運用していこうという話になっていると思うんですね。その話の流れ自体を、急速的に話を進めていくこと自体を皆さんが賛成なのか反対なのか、そこはきちんと考えだけでも確認はすべきなんじゃないかなというふうに思うんですけど、まだ、会派制をきちんとここで、このルールで運用するということが決まっていけないので、まだ前の人たちが決めたという話ではないと思うんですね。ですので、まだ決定段階になる段階で新体制になりましたので、もう一回、全員の意見をきちんと聞くという討議の時間とか場は必要だと思うんですけども。

○議長（原口康之君）

いいですか。1点、皆さんの中で少し確認をしておきたいと思います。一等先のフォルダの議会例規のフォルダの最初の例規一覧の21ページ、お願いします。例規フォルダの21ページです。牧之原市議会基本条例というところをお願いします。出しましたでしょう

か。出ましたか。大丈夫ですか。大丈夫ですか、中山議員。

○ 1 番（中山尚大君）

そのページを見えています。

○ 議長（原口康之君）

ここが牧之原市議会の基本になる部分になります。ここを最初に 3 か月以内に見直すという条例もありますので、そこに関して前回意見を求めて、その中で今、議会の運営とかいろんなものが進んでいるところであります。今変えるべきところは変えるし、変えないところは変えないというものを整理した上で、今この議会が進んでいるところであります。ここまで、よろしいですか。

その中で、21 ページの第 4 条、声を上げて少し、中山議員、読んでください。

お願いします。

○ 1 番（中山尚大君）

議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団（以下「会派」という。）を結成することができる。

○ 議長（原口康之君）

これは会派をどうのこうのということじゃなくて、会派をつくることができるということですよよろしいですかね。

○ 1 番（中山尚大君）

もちろん承知しています。

○ 議長（原口康之君）

ですから、今までは、会派の問題を検討してきた中で、どうすればできるかという部分の実施要項がなかったもので、ただやっていなかったただけだということです。やりたい人がいるから、会派をつくりたいという議論、もう一度、前回改選前に、そういう議論を一回、議会改革の中でして、それで。

これ、一回切れているということじゃなくて、これはきちんと前議長から申し送りを受けて、ここはまだ完全に実施要項ができていないので検討を続けてくださいという申し送りを受けているので、どうしたらこの会派ができるかという部分で、ただ条例に則した実施要項をつくったという中で、この規程を今皆さんに、これで実施要項でよろしいですかという意見を今もらっているところなので、もともと会派制をやるとか、やらないとかじゃなくて、その議論をすること自体が、少し外れているのかなと私は考えているので。この基本条例の中に沿った中で、できる規定がある以上は、どうすればできるということは一応検討しておかないと、できない、できないで終わっちゃうのかなと思いますので。

会派制が反対とか賛成とかという、そういう問題ではなくて、会派制はできますよということが載っている以上は、どうすればできるかと当然質問が出るとと思いますので、その質問に関して、こういう規定で、こういう規定にのっとったものがあれば会派制は認めますよということで、これは理解できないですかね。

中山議員。

○ 1 番（中山尚大君）

もちろん私は、会派制に賛成、反対かという話でしたら、第 4 条にあるので会派制が牧之原市において存在しているというのは分かっているんですけども、そこから私たちの

一つ前の体制にて。

○議長（原口康之君）

一つ前。

○1番（中山尚大君）

ちょっと、話を最後まで。

○議長（原口康之君）

どうぞ。

○1番（中山尚大君）

笑うのはやめてください。真面目な話をしているので。お願いしますね。

一つ前の体制でやっていましたので、そこできちんと話が決着しているわけではないですよ。まず規程案が出ているだけなので、話の続いている段階なので、そこで別に途切れているというわけでもないの、ここで一回、全体の話の意見を聞いて、もう一度討議し直すというのは大事な時間だと思うんですけども。

○議長（原口康之君）

副議長。

○15番（谷口恵世君）

第4条、「議員は」ですよ、これ。いいですか。議員というのは一人一人ですね、議員。議会ではなく議員。「議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団を結成することができる」ということは、結成したくない議員はしなくていい、したい議員はする。ただ、その規程を、会派制というルールをどういうふうにするかということを決めている。なので、できるということです。その中で、この規定に沿って会派をつくりたい議員個人が申請を出せば会派ができるという、それは決まりのルールです、そもそも。です。で、中山議員が言う会派が反対、賛成は、全くこのテーブルにのってきません。

○議長（原口康之君）

中山議員。

○1番（中山尚大君）

私の言っていることが多分伝わっていないと思うんですけど、まず会派が賛成か反対かと、私はしているんじゃないかと。

○議長（原口康之君）

先ほど反対か賛成かと言ったじゃないですか。

○1番（中山尚大君）

そうじゃなくて。

○15番（谷口恵世君）

それぞれの意見を聞くと言ったじゃないですか。

○1番（中山尚大君）

じゃあ、会派制の話を進めていくのが賛成か、反対なのかと聞いているんですけど。

○議長（原口康之君）

会派制の議論をしているわけじゃないです。会派制は、できるんです。

○1番（中山尚大君）

それも分かっています。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○8番（石山和生君）

まず、そもそも論、このまま話を進める云々というのは、そもそも権限としては、条例がある以上、規程を定めるのは僕は議運にそもそも権限があるという状態だと思っています。その中で、議運が意見を皆さんに聞くという判断をするのも、皆さん一人一人意見を聞くというのも、別にそれは議運の判断というか。それを判断しないのですかと聞かれていますのかもしれないですけど、しないという判断も全然できるという話じゃないですかね。

なので、権限として、そもそも条例にある以上、議運というのは、そもそも条例とか議長の定めていることをしっかりと、運営がしっかりとできるように起こすというところなので、そもそも聞かなくたってできるかもしれないんですけど、だって書いてあるんだから。だけど皆さんの意見を聞こうという流れで今まで来ていたんじゃないですかね。そこで一人一人意見を聞くかどうかというのは、別にできないことじゃないかもしれないんですけど、できないと判断することもできるんじゃないですかというくらいじゃないですか。

僕の個人的な意見ですけど。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

そもそも議運は、方向性を決めることはできますけれども、決定権はないので、最終的に全員協議会で諮るということが前提です。そのところが議運の決定になるというのはちょっと違うと思うので。あくまでも方向性を示した中で全員の意見を聞いて、最終的に議長が判断するかということにしていかないと、議運に決定権があるみたいな感じの聞き方になってしまったような、聞いていると、感じになるので、ちょっとそこは違うかなと思うので。

○議長（原口康之君）

そこはちょっと事務局に確認したいんですけど、全員協議会は、あくまでも協議の場で、決定の場ではないということで、委員会は決定することができるということで私は認識しているんですけど、その辺、事務局のほう、少し補足の説明をお願いします。

○事務局総括主幹（原口亨君）

今、議長のおっしゃられたとおりで、全員協議会なり各協議会というのは、何かを決定する場ではなくて、協議調整する場という規定になっていますので、そのとおりで間違っていないと思います。

○議長（原口康之君）

ということを考えると、やはり委員会の中でないと。

○議長（原口康之君）

だから、今聞いている状況で、それをどう扱うかというのは委員会で決めないと決まらないと思いますけどね。よろしいですか。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

私の言っていることが、あまり伝わっていないんじゃないかなという印象がすごくある

んですけれども、私は、会派制が本当に書いてあるというのは、文字で書いてあるというのは分かっているんですけれども、それで今話がすごく進んでいってしまっていて、会派規程だとかというのがこのまま決まっていくという段階になっているんですけれども、その段階で、ほかの一番初めに話合いをした段階では参加していなかった人たち、つまり1期生とかというのは参加していないので、そういった人たちが意見を言う場というのはないんですかという言い方をしているんですけれども、そこに関してお返事はいただけないんでしょうか。

○議長（原口康之君）

副議長。

○15番（谷口恵世君）

今まで何回か、前議会のBグループが1期生にまず説明したところから、この会派制について1期生には共有してきていると思うんですけれども、そして、議会改革の委員会のほうでもサウンドカードを使ったりとか、回を重ねて、資料も、皆さんの意見を反映した資料も示しながら今進めてきた段階で、議運のほうで会派についての規程を定めることを今日、全協のほうで議運の委員長が報告しました。その今までの議論を中山議員は参加されていなかったという理解でいいですか。

○議長（原口康之君）

中山議員。

○1番（中山尚大君）

もちろん、参加はしていましたけれども、ですが、私たちの意見を伺ったりだとか、話を聞くとか説明を受けるという場にはいましたけれども、こちらからの意見を主張する場というのは。

○議長（原口康之君）

副議長。

○1番（中山尚大君）

ちょっと待って、私しゃべっています。お願いします。

私たち側からの意見を表明する場というのは、なかったんじゃないかなという認識です。すみません。本当に、笑うのをやめてください。本当、私、真面目な話をしていますので。

○議長（原口康之君）

副議長。

○15番（谷口恵世君）

意見を表明する場がなかったということは、今までの何回か重ねた委員会の中で、中山議員が意見を一切言っていないということでもいいですか。サウンドカードのときも、何も会派制についても意見を述べていないということでもいいですか。

○議長（原口康之君）

中山議員。

○1番（中山尚大君）

いや、もちろん言っていて、そこでも言ったんですけれども、それを例えばみんなの前で記録に残る形でやったりだとか、何かしら。あと、私以外も含めて全員の意見を聞く場というのはなかったなという印象があったので、あったほうがいいんじゃないのかな

という、ある意味、提案みたいな形で言っているんですけれども。

○議長（原口康之君）

副議長。

○15番（谷口恵世君）

全協もやってきている中で皆に言える意見の場がないというのは、ちょっと私は考えにくいですけれども。どういうことなんだろうと思うんですけど。意見を言う場がなかったという。じゃあ、何のために今まで質疑だったりを受けて、前Bグループが説明をしたりとか、そこで協議してきていると思うし、それを含めた内容を基にこの規程も今準備してきていますので、その辺りの。

私は中山議員がおっしゃっている、意見を言えなかったというところが、ちょっと理解できないんですけれども。

そもそも「議員は」、第4条、「議員は」ですよ、これ。「議会は」じゃないです。議員は、同一理念を共有する政策集団をつくることのできるんです。議会で、それは全員が賛成とか反対とか関係ないです。議員が集団をつくりたい、いい政策を市に上げたいと思う集団がいたら、会派を受理してもらって会派をつくれるということです。それは理解できますよね。

そのための規程を今回、段階を経てつくりました。それを今日皆さんにお示ししているという段階ですけど、それは理解できますか。

ですので、それで、もう今後、会派をつくりたくない方はいいんです、無所属で、別に。政策を上げたかったら、2人以上で上げるというルールですよ。それで進めていくだけの話です。ですので、会派が賛成、反対とか、そういうことは今ここのテーブル、議論にはのってこないということですけれども、それは理解できないでしょうか。

○議長（原口康之君）

中山議員。

○1番（中山尚大君）

会派がやるという話は分かっているんですけれども、話の進め方とか、そういったものに関しての場はという話なんですけど。私、同じことを何回も言っているような気が。

○15番（谷口恵世君）

同じことの繰り返しになるんですけれども、今、回を重ねてきていて、今日の規程をつくっているんですよ。それ理解できませんか。

○1番（中山尚大君）

それは分かりますよ。

○15番（谷口恵世君）

欠席されていたんですか、その間。

○1番（中山尚大君）

そんな嫌みっぽい言い方はやめてください。

○議長（原口康之君）

いや、そういうことじゃないです。

○15番（谷口恵世君）

嫌みとかじゃなくて、理解をちゃんとしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○ 1 番（中山尚大君）

もちろん欠席していませんよ。

○ 15 番（谷口恵世君）

いや、欠席とかじゃなくて、理解をされているのでしょうかということです。

○ 1 番（中山尚大君）

ああ、はい。

○ 15 番（谷口恵世君）

じゃあ、回数を重ねてきて、皆さんの議論を私たち、ちゃんとしっかりまとめています。資料に。それをちゃんとご覧になられているんですよね。そのときだって、資料をつくりました、意見を言ってくださいというのを私たちは言っています。質疑があれば言ってくださいと言っています。それが議論をしてきているという、意見を表明する場だったんじゃないでしょうか。違いますか。

○ 議長（原口康之君）

中山議員。

○ 1 番（中山尚大君）

今までの場で 1 期生は説明を受けて、あの場で意見を言って、それで議論を進めていけばよかったということなんですね。全体で。

○ 議長（原口康之君）

副委員長。

○ 15 番（谷口恵世君）

今まで何回か会議を重ねて、サウンドカードもやっています。そこで意見はいただいていると思うので、当たり前だと思えるんですけども、それが。そこで意見が全くされていなかったとかと言うんだったら、それは中山議員がそこで意見を述べていなかったということになりますよね。普通にちょっと考えていただきたいんですけども。

○ 議長（原口康之君）

篠崎議員。

○ 2 番（篠崎朗子君）

説明に関してもサウンドカードについてもなんですけども、ちゃんと録画、議事録が残る形ではなかったの、そういう場という認識はございませんでした。

○ 議長（原口康之君）

石山議員。

○ 8 番（石山和生君）

最終的なところを確認したいんですけど、そもそも会派規則をつくった場合は、議案になるんですか、ならないんですか。ならないんですか。

ならないですよ。ですよ。まず、そこはならないですよ。

となってくると、全協も決める場じゃないので、どこが決めるべきかと。まず議運じゃないですかというところが、まず 1 点。まず、ここは皆さん一致していますか。ここは、いいですよ。議運と議長とかが決めるんですよ、規則に関しては。議案にならないので。

そこの、じゃあ、そこを決める機関が皆さんの意見の聞き方として、中山議員の提案し

た一人一人というのではなくて、いろんなサウンドカードなり何なりを使ってやったというのが多分議運の認識なんでしょうね。そういうご意見なら僕はいいと思うんですけど、そういう判断を議運がしているということだと思います。

もし議案にならない以上、決定機関が決定機関なりに考えてやっていっている。それが本当に。無理やり議案にするという選択肢もありますよね。反対派の人たちで、分からないですけど、集めて、ちょっと分からないんですけど。という方法もあると思うんですけど。なので、議運は議運なりに意見を聴取したという判断で進んでいるというところで、そういう認識でいいんじゃないかなと思いますけれどもね。中山議員が提案するのも、それは別に構わないんですけど、議運としてはそういう判断をしているということじゃないですか。

○議長（原口康之君）

中山議員。

○1番（中山尚大君）

私も、そういうふう to 話合いの流れとしてお返事をいただきたくて。私の提案としては、本当に今までサウンドカードとかでお話とか意見を言う場もありましたけれども、ああいう場で例えば私が言って、それがどのように意見が通っているかも分からない部分もありましたので、みんなの意見をきちんと聞く場があってもいいんじゃないかなという、ある意味、提案という形で言っていたんですけど、そのお返事としては、ないということではなかったですか。

○議長（原口康之君）

副議長。

○15番（谷口恵世君）

今まで回数を重ねてきている中で、皆さんの、多分、中山議員の意見もテーブルワークのほうで書面に残っています。それを反映させたものを資料として私はつくっておりますので、全て皆さんの意見は漏らさずに反映されています。議事録が残っていないと篠崎議員がおっしゃいましたが、皆さんの意見を紙に書いたものをしっかりと反映させています。分かりますか。議事録ではないけれども、反映させています。それをまとめた資料がノートブックLMでまとまっている資料として、皆さんのところに何回もお示しをしております。議事録云々ではなく、しっかりと皆様の意見を文字に起こしたものを、それが、だから議事録と同じですよ、はっきり言うと。それが示されています。

議事録と全く同じという意味ではなく、皆様のご意見を文字に起こしたものをしっかりと反映させた資料をつくっております。いいですか、それで理解は。そのような形で示して今まで回数を重ねてきていますので、それを基に議運のほうで規程を作成しております。

本当に、第4条、くどく言いますが、これは議員です。議会ではなく議員。議員が結成できる、したいと思えばできるという規定にのっとって、ただ今回、規程が決まっていなかったために規程を決めた。この規程で今度から、次から、議員が結成したければ結成する、したくなければ無所属、一人会派ということになりますね。

○議長（原口康之君）

今までと何も変わらないという。

○15番（谷口恵世君）

何も変わりません。

○ 1 番（中山尚大君）

話のずれがですね、谷口議員は多分、私が反対意見とか、そういう話でおっしゃっていると
思っているんじゃないかなというふうに思うんですけど、私は単に話合いの。

ちょっと待ってください。話合いのプロセスとして一つワンクッション、そういうのを
置いてもいいんじゃないのかなというふうな意味で私は伝えているんですけども。

○議長（原口康之君）

少しいいですか。

副議長。

○15番（谷口恵世君）

中山議員、先ほどから、一番最初に一人ずつ賛成か反対かを表明しなさいという言い方
をされているので、それは賛成か反対かということじゃないんですか、会派制について。
どうのことですか。

○ 1 番（中山尚大君）

会派制ではなくて。

○議長（原口康之君）

ちょっと言っていることを整理してちゃんと、中山議員、お願いします。

○ 1 番（中山尚大君）

賛成か反対かというのは、今まで20年間運営がなかったので、それをこのまま急に、こ
の状態で、このものに沿って話を進めていくのがいいのかという話をしているんですけれ
ども。

○議長（原口康之君）

そういうことではなくて、条例で、これはもう決まっていることなので、中山議員が、
私の知る限りというか覚えている限りは、中山議員は必ず手を挙げていただいて、会派制
に賛成か反対か。今日も一度、一等先の言った言葉は、この会派制について賛成か反対か、
皆さんに意見を聞くべきだというような内容の意見だったと私は記憶しているんですけど、
そういう賛成とか反対とかという議論には、議論をしているわけではないということです。
分かりますか。

そういう意見は出してもらったと思う。今までもずっと意見を出してもらっていて、そ
の中で反映した上で今日のこの規程があるということを今、副議長は説明されているので、
その部分に関して反対とか賛成とかと言っているんじゃないということを先ほど中山議員
のほうがおっしゃられたんですけど、そこが矛盾していて、私にはちょっと理解できない
んですけど。

石山議員。

○ 8 番（石山和生君）

中山議員は恐らく会派自体の賛成、反対と言っているんじゃなく、進め方について云々
という話をされているんですけど、結論としては、条例にも基づいているし、前回のBグ
ループの話もあるし、こういう進め方でいくという。中山議員の意見もあるかもしれない
けど、こういう進め方でいくというふうな結論じゃないですか。なので、その進め方につ
いては、皆さんのというよりも、条例にも書いてあるし、過去のあれもあるから、一人

一人の意見というよりは、議運のやり方で進めていっているということだと思います。

○議長（原口康之君）

松下議員。

○13番（松下定弘君）

私も個人的な意見になりますが、今回こうして会派についての説明というのは、十分やってきておられますし、必要だなと思う方、必要でないよと思う方、それぞれあると思います。ただ、そこを議論しているんじゃないよという話は今分かりますよね。

今回の、先ほど加藤委員長のほうからお話があったように、すごく丁寧につくられていると思います。規定の中に。というのは、1人であっても、その人が政策提言ができるような仕組みもつくっております。これは一体何が目的かというと、市民のために政策提言をすることが目的じゃないですか。それだったら、1人でもできますよ、同じ方向性を持った方ができますよと、丁寧につくられていると自分は思います。その時点で、同じ政策を持った人たちが、強い力になるんですね、その言葉が提言として出せる、会派として。それに何の足かせがいるのでしょうかと、自分は思います。

○議長（原口康之君）

中山議員。

○1番（中山尚大君）

私の最初から、自分の意見というか、単純にこの話の進め方の質問として伺っていたので、そういう場がないという判断ならば、そうなのかなということで、私の意見ですけど。

○議長（原口康之君）

意見を言う場がないというのは、先ほどから何度もこの場をつくって意見を言っていたいて、それでその意見の中で取りまとめたものを次回に出しているの、その部分が、中山議員は自分の意見が取り入れられないので、おかしいんじゃないかということですか。

○1番（中山尚大君）

違います。

○議長（原口康之君）

そうじゃないですよ。言っているものに関しては、副議長のほうで、ちゃんとその文章をまとめていただいていると私は認識しているんですけど、その辺は中山議員、どう考えているんですか。

○1番（中山尚大君）

そうですね、全ての意見を汲んだ上でやっていらっしゃるというのは、これを拝見して、そちらは、そういう話の流れ。

○議長（原口康之君）

その上で、進め方がおかしいということだったら、その辺に関しては、進め方がおかしいかどうかというのは、個人の見解になるので、私たちはちゃんとルールの上にのっとって進めているだけなので、その部分に関しては個人の見解ということで、そういう認識しか持てないんですけど、どうでしょう。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

まず、おかしいとか、今までの流れが違うとか、そういうことを言っているのではない

というのが、1点目としてあります。

それで、個人の見解と言えど個人の見解ですけど、それで私が意見を言ったので、どうなのかなというのを、この話の進め方として、例えば委員長とかも議運で決めるとか、そういう話もあったので、そこをどう考えているのかという確認の意味で聞いている次第なんですけど。

○議長（原口康之君）

先ほど言ったように、意見を出していただいて、協議するのは全員協議会なので、よろしいと思いますけど、その意見を聞いた上で、どう取り扱って、どう決定していくかというのは、この場で言うと、議運で決定するしかないというルールがあって、それに基づいて決定したものを、また全協に出してよろしいですかという、回数をもう既に何回か重ねているわけですね。その部分に関して、逆戻りして、毎回、進め方がおかしいというのも、少し私はどうかなと思いますけど、どうでしょう。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

おかしいと言っているんじゃないくて、そういうのも一つ入れたらどうかなという、ある意味、提案と確認という意味で言っているんですけど。

○議長（原口康之君）

それでは、今回のこの委員長が出していただいた規程に対しての進め方がおかしいという意見に受け取れてしまうんですけど、その辺どうなんですか。

○1番（中山尚大君）

この出してくれた。

○議長（原口康之君）

この規程がどうでしょうということ、今、全員協議会の中で意見を求めた中で進めているんですけど、それに対して、中山議員が今おっしゃられたとおり、進め方がどうなんでしょうということだとは承ったんですけど、どうでしょう。

○1番（中山尚大君）

おかしいというわけではないですが、規程案が出ましたけれども、ここも含めて一つ皆さん。どう答え、私はおかしいとは思っていないんですけども、そういった場合であってもいいんじゃないかという意味で言っているんですけども。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

意見をもらいたいから、協議の場があるわけですね。まず、そこがあるよと。これまでもこうやってやってきたよという中で、さっき見てもらった資料の議会改革特別委員会の4月17日の資料を、もう一回、見てもらいたいんですけど、その12分の4というところ、今日せつかくこの協議事項を挙げて、ここでの意見は整理しておきたいという意味で、もう一回見てもらいたいんですね。いいでしょうかね、皆さん。12分の4というところですね。会派制導入を支える六つの柱、よろしいですか。

まず、改選前の動きは動きであったと。その動きを受けて、議長のほうに預かったものがあるわけですね。それは、議会に会派制を導入した際の細かいルールですね。それにつ

いて、預けられたわけですよ、前の議長から。我々はBグループとして、議長に報告していますから。それを預けられたと。それを受けて議長は、もう少し基本的なルールですね、ここに書いてある。このことです。これを議運として考えろということです。そういう諮問があったということです。

具体的に意見を聞きたいのは、構成要件として2名以上とするというのが、Bのグループとして、まとめた考え方です。だけど、この一人会派でもいいじゃないかという人もいるんですよ。そのときは。2人でないと駄目だという人もいたし、みたいなことです。委員会中心主義でいいじゃないかという人もいたし、いやいや当市議会じゃなくて、ほかの市議会のように、会派制を重視して、そこのメンバーを入れたらいいんじゃないかという意見もありましたよ。そういうのを全部整理した中で、一応Bグループとしてまとめたのが、この六つです。大きな意味の。それについて意見をくださいねと言っているんです、今日。

いや、俺は一人会派でもいいんだって、一人会派でも認めるべきだという意見があれば言ってほしい。ここで別に決定はできないけれども、持ち帰って議運の中でもう一度、調整するというのはあるでしょうということです。

例えば、無会派議員が、他議員との協働による提言可能って、これがそんなことしなくたっていいと思っているなら、そう言ってください。いやいや、それは必要だよねといったときに、どういう方法があるかというのを、まだ詰めていないわけですよ、こっちとしても。今の考え方は、1人の会派も認めていいじゃないと思っています。1人でも。当然その人はいろんな市民の意見を聞いているから、その人の意見が大事だから。でも、1人ではさすがに会派とは呼べないから、2人以上の会派と組むかということで、提言ができるようにしたらどうですかという考えです、今。それを今示していると。

これでオーケーならば、次は本当にどういう、一人会派の方が出たときに、どういう方法だったら提案ができるというのを、ちゃんとしたいということですね、次のステップは。その段階に今あるということです。

ですから、会派制がいいだ、悪いだという話のための意見を聞いているわけじゃないので、なのでそこは理解してほしいんだよ。

今、意見がほしいのは、政策提言の委員会に会派ルートを申請するということとはとても重要じゃないかと思っているわけ。でも、会派ルートを申請するのはいいとしても、じゃあどうやって当局に対して提言をしたらいいかというのが、まだ分からないですね。恐らく島田市においても、焼津市にしても、藤枝市にしても、やり方が若干違うですよ。だから、そこら辺はこの当市議会にとっては、どのやり方が一番いいかというのを考えなくてはいけない。でも、規定の中でそこまで細かく書けないから、加えて今こういう説明をしていたということですね。だけど、規程が大筋骨組みがオーケーになれば、今度はもうちょっと細かい話を決めていかなくてもなりません。そのときに勝手に議運で決めてしまうようなことはないですよ。基本的に皆さんの意見を聞いて、これなら、それでも動けるなど、動き出せるなという形にしたいわけですよ。それが結局、市民の負託を受けて、我々議員がいて、住民福祉の向上に寄与する一つのツールとして会派があるという考え方ですので、どううまく使うか、どう運用するかということですよね。

だから、副議長が言うように、仮に、いやいやまだちょっと私は一人会派でいいんだと。

一人会派というか、無所属でいいんだという考えがあって、全然それを否定するわけじゃないし。いいし、それで。今は全員が一人会派じゃないですか。今は。でも、それが政策提言ができる等と書いてあるけど、それが一般質問で使ってもいいし、例えば委員会の中で、例えばですけど、自分は文教で本当は総務のことを言いたいんだけど、総務の人にこういう考え方を伝えてもらって、総務のほうでも検討してもらったって、そういう方法だってあるし、今度は個人が言っているわけじゃないから、会派という正式な組織がそこに対して物を言うわけだから。

という仕組みを、今後つくっていききたいということですね。でも、それをうまくやるためには、どういうふうにしたらいいかというのは、まさに皆さんの知恵とか、皆さんの力がほしいわけですよ。だから、どんどん勝手に進めていこうなんて思っていない。でも、会派があるよということを否定されても困るというか、できる規定を。そこはそことして、まずありきで、その上でどういうふうに運用したら、よりいい会派になるかということに対しての意見を、今日もらいたいなということだったんですね。

そこは理解できますか。いいですか。

だとすると、できたら最低限この六つのことについて、意見をどんどん言ってもらって、そうしたら、もうちょっとこういう考えがいいな、例えば、篠崎議員が言ったように、規定のこの部分はもうちょっとこういうふうにしてほしいって、そういう意見がほしいわけですよ。そうすれば、こっちだって全部が全部、落ちもあると思うから、そういうところがないようにしたい。でも、動き出した中でまた、ちょっとここが見直す必要があるって出てくるかもしれませんね。でも、規定だったら、基本的には多分、議長決裁ですから、決裁の話をすると。それはまた、議長がここで皆さんに諮って、この規程のこの部分を直そうねということが出来ますよね。条例じゃないから、本会議にかけてどうこうということではないけれども、でも、重さは、条例だろうが規程だろうが、基本的には皆さんの意見を聞いて、ちゃんとしたものにしていこうというための今日ですね。なので、そこはちょっと論点が、だから意見を聞かれていないと言われると、意見を言う場がないと言われると、せっかく今までやってきたのは何だかなと思ってしまいうし、でも、意見を言ってほしいものというのは、ここです。それをぜひ皆さんに言ってもらえれば、よりいい会派制が導入できるんじゃないでしょうかね。と思いますけどね。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○8番（石山和生君）

なので、今、この提言の12分の4のところで、意見、さっきちょっと思ったのが、無会派の人の政策提言ルールの話なんですけど、さっき1人プラス2人以上という認識が聞こえた気がするんですけど、一応会派が2名以上から組めるという話なので、無会派の会派でも別に提言ができるようになってもいいんじゃないかなというのは、個人的には思います。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

まさにそういう意見がほしいですね。自分も、もし1人・1人・1人とかなったら、1

人・1人・1人で一緒になったっていいじゃないって。というのは思いますよ。でも、まずは、無党派議員でも提言ができるよということを決めたいんですよ。できるとしたら、どういう形かというのが次の話ですね。でも、そこまでは規程には書けないからというふうに、ちょっと理解してほしいんですね。

明日から会派が始まるわけじゃないから。

もう一つ言えるのは、この後の議会改革かもしれないけど、政務活動費もセットで考えたほうがいいんじゃないという意見があったじゃないですか。覚えていますかね。ですの、当然そこも考えなきゃいけないじゃないですか。それで、仮にですよ、政務活動費が予算化されたとしたら、一人会派でも出せるよという考え方を持っているわけですよ。前のBグループの考えでは。だけど、それは今の中で議論するわけにいかないから、また今後進んだ中で、そういう場面が出てくれば、どうしましょうねという話はあるでしょうね。

ということが、今答えられる精いっぱいのところですね。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

すみません、それこそ党派代表者を削除されたということなんですけど、その理由を聞かせてください。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

やっぱり、もし党派代表者会というのが、改選した後の空白のときですね。そのときに、党派代表者会というのがもし仮に決めてあったとしたら、その意見で議運のメンバーが決まったりとかみたいなことになっちゃったのでは、委員会中心主義を変えないということにちょっと逆行するんじゃないかなということですね。いや、現実には分かりませんよ。分からないけれども、党派が議会運営に影響を及ぼすのはよくないでしょうということ。今までの決め方は、当選されましたら、変な話、単純に議席番号が決まりますよね。議長さんが決まる、副議長が決まるみたいなことで、決まってきますよね。そうすると、総務、文教って単純に分けられますよね、偶数・奇数で。そうしたら、総務のほうから3人、文教から2人出て、そういうようなことで議運が構成されますよね。という考え方は変えていないから、そのままいくと。だけど、もし党派制の要項があるとすると、そのときに党派の代表者が何人になるか分からないけど、それと1人だって、その人の党派というのがいるとしたら、その人の意見も聞かないといけないとか、なりますよね。そうすると、なかなか議会運営としてどうなのかなという、これは想像ですけど、思ったんですね。

だから、そこは削除したほうがいいだろうねということですね。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

一人会派が多い場合に収拾がつかなくなるとか、そういうことを想定されているという。それはないですか。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

分らないですよ、正直言って。はっきり言うと。一人会派が多いだ、少ないだというのも分らないし。そもそも、代表者会議を置くという大きな意味合いは、議会のいろんな委員会とか、そういった構成を代表者会議である程度決めるというか、そういう意味合いが多いようですね。それは、大きな例えば静岡市議会だとか、浜松市議会とか、大きなところがあったら、全部そうやってやっていますよね。だけど、そういうやり方もあるから、きっとほかの市の会派規程を見ると、そういう文言が出てくるとのことだと思います。だけど、この市議会においては、委員会中心主義というのを維持するということか、それを中心に考えたときには、代表者会議というのはちょっと違うんじゃないというふうに思ったわけですね。

そこは明確に、どうだこうだというのは、なかなか難しいですけど、でも、委員会中心主義はやっぱり維持するんだということがベースですかね。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○8番（石山和生君）

これもまさにサウンドカードとかで、会派が強くなり過ぎるんじゃないかみたいな意見も多々あったので、そういうのは、文言上でも、代表者会議とか、そもそも意見として委員会主義なので、なくてもいいプラス、こういうのがあると、会派が強くなってしまいうんじゃないかという懸念もやっぱり出てきそうだなという話合いもあって、ここは削除しようというふうな議論がされたと。

なので、皆さんの意見を踏まえて、そうしたほうがいいんじゃないかという話。

○議長（原口康之君）

ほかは。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

私は、この規程の中で、先ほど加藤委員長からも少し出たんですけど、財源措置を取らない。六つのさっきの資料だと、要は政務活動費の話です。この中に載ってこないということは、それは考えていないということですのでよろしいですか。今後の検討ということですのでよろしいですか。

○議長（原口康之君）

副議長。

○15番（谷口恵世君）

会派と政務活動費が必ずセットという話ではないので、政務活動費は政務活動費で、今から協議していく事項で、今、全協が終わってからの議会改革のほうでまたお示ししますので、そちらで説明します。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

それこそ、よりよい会派というか、政策提言、市民のためには必要かなと思いましたの

で、言わせていただきました。

以上です。

○議長（原口康之君）

ほか。

〔「なし」と言う者あり〕

5 その他 （１） 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の実施について

○議長（原口康之君）

ないようでしたら、5番のその他ということで、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の実施についてということで、事務局からの説明をお願いします。

事務局次長。

○事務局次長（萩原美保君）

資料4をご覧ください。

広域連合から5月25日付で通知がありました。5月の全協で説明しましたが、市議会議員区分から選出する議員の候補者数が、選挙すべき議員の数3名を超えまして、資料のとおり、4名の方が候補者となりましたので、26日、金曜日の本会議最終日に選挙を実施します。本日、議会改革特別委員会終了後に、選挙のやり方について確認をしますので、よろしくをお願いします。

説明は以上です。

5 その他 （２） 議会防災訓練（総合防災訓練）【案】について

○議長（原口康之君）

次に、（２）ということで、議会防災訓練（総合防災訓練）案についてということで、事務局から説明をお願いします。

事務局次長。

○事務局次長（萩原美保君）

資料5をご覧ください。

実施日時は、6月28日、日曜日、午前9時から正午まで。訓練内容は、タブレット端末を使用した訓練を実施する予定です。先ほどの市長の説明にもありましたが、本日台風の影響で会議を開催しまして、その結果、まだ実施するかどうかの決定はしておりません。明日か明後日には決定をするよという段階であります。なので、もし訓練を中止するよとということであれば、また皆さんのほうにはLINE WORKSで通知しますので、お願いいたします。

こちらの資料につきましては、今回、訓練を実施する場合はこういう形でやるよということで目を通していただければと思いますが、昨年度と内容は変わりません。資料のほうを見ていただきまして、タブレット端末を使って安否の報告をしていただいたり、その後は本部役員は相良庁舎に移動してもらって、その他の議員さんは各地区自主防のほうに移動していただく。その後、ビデオの通話訓練をしていただいて、写真等報告していただくというような内容になります。

当日の服装ですが、防災服とヘルメット、持ち物はタブレットをご持参ください。

この詳細につきましては、本日、議会改革特別委員会の後、選挙のやり方の説明をします。その後に、1期生の皆さんを対象とし、また、タブレット端末の操作方法について、不安のある方、確認したいよという方も対象に、もう少し詳しく資料を使って説明をいたしますので、お願いいたします。

以上です。

5 その他 (3) 6月定例会議員発議について

○議長（原口康之君）

(3) 6月定例会議員発議についてということで、牧之原市議会委員会条例の一部を改正する条例ということで、アとして、予算決算委員会の立ち上げに伴い予算決算委員会を常任委員会として設置する委員会条例の改正について、5月7日の議会運営委員会で協議をし、決定をしております。5月18日の議員全員協議会で全員に報告も済んでおります。条例の一部改正ということと、及び6月定例会における議員発議をすることに対する賛成者の確認をしたいと思います。

流れとしては、6月定例会最終日に議員発議による議案説明を行い、採決をするという流れになっております。

議員発議することについて、賛成の議員は確認をしておきたいと思いますので、挙手をお願いしたいと思います。

挙手全員ということで、よろしいですか。

〔賛成者挙手〕

○議長（原口康之君）

挙手全員で発議するというので、よろしく願いしたいと思います。

あと、終了後に、また発議の署名のほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

それで、発議者については、慣例により、副議長ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

副議長のほう、よろしく願いいたします。

あと、その他ということで、私のほうから少し、もう既にLINE WORKSのほうで少しお知らせをしてあるんですけど、6月29日のJR東海によるリニア中央新幹線工事に関する説明ということで、16時から1時間くらいを予定していますので、この件については、皆さんよろしいでしょうか。ただ説明を聞くだけだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それと、質疑については説明を聞いた後、文書による質疑をしたいと思いますので、あるようでしたら、事務局のほうで。

事務局、説明願います。

事務局次長。

○事務局次長（萩原美保君）

当日は、JR東海からの説明を聞くのみとなります。皆様、その説明を聞いていただい

て、ＪＲ東海に対して質問等ございましたら、事務局のほうに書面で、様式は問いませんので、７月３日、金曜日のお昼まで、正午までに事務局にメールにて送ってください。その日は説明のみですので、質疑は受け付けいたしません。皆さんの質疑を後日まとめて、牧之原市議会の質疑としてＪＲ東海に書面にて提出します。そして後日、ＪＲ東海から書面にて回答をいただくような流れとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原口康之君）

29日の件はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

私の方からもう一点だけ。６月３日の常任委員会の総務建設委員会の市民会議の中で、ＳＮＳの投稿に疑義を持たれた議員がいて、私のほうに相談があったので、その件について説明をお願いしたいと思います。

名波委員長。

○10番（名波和昌君）

今の件ですが、６月３日に総務建設委員会で、牧之原市ボランティアコーディネーターの皆さんと市民会議を行いました。その内容について、畑議員が後日、フェイスブックに投稿をされています。その投稿の内容の中で、一部事実と異なった点と、２期生議員に対する侮辱をするような投稿があったと私は認識をしております。

これについては、牧之原市議会議員政治倫理規程の第２条１項の５、発言またはＳＮＳ等情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこと。さらに２項には、議員は前項各号に掲げる政治倫理基準に反する行為があったと疑義、疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならないというふうに規定をされておりますので、この点について、対応をお願いしたいと思います。

ただ、投稿内容につきましては既にご本人が削除しておりますし、一度、私に対して口頭で謝罪は受けてはおりますが、ＳＮＳの投稿について、議員として、今後も十分に注意していかなければいけないということもあって、今回、議長のほうに相談をかけさせていただきました。

以上です。

○議長（原口康之君）

少し皆さんに補足として説明しておきたいんですけど、このＳＮＳの投稿については、世間的にも非常に重要な部分となっていて、上げた人に関しては裁判とかにかけられて、そのぐらい重要な案件になっている事実もあります。

今回の場合には、名波議員の個人の判断で、そこまではということだったんですけど、牧之原市議会としての対応ということで、畑議員にはそうした疑問とか疑義を持たれたということで、どういうふうな経緯で行って、それに対してどう現在考えているのかという部分を、畑議員には説明をお願いします。

畑議員。

○４番（畑 政之君）

今回の事案につきまして、すみません、皆さんにご迷惑とご心配をおかけしたことを深

くおわびします。

内容につきましては、名波委員長からあったように、確かにそういう事実はありません。ただ、その際に、簡潔明瞭にといった内容でありまして、僕のほうからは、県、国はどういうふうに災害が起きた場合に目下、水面下で動くかというのを、僕はアドバイスしたかったんですね、あの場で。それは、簡潔明瞭にという言葉で押さえちゃったものですから、僕は一切発言をしなかったんですね。終始無言状態でいたんです。本来は、そこでポイント、あと、こういうふうな振る舞いをしたほうがいいよ、市側でこういうふうな対応を練ったほうがいいよということは僕は入れたんですが、あのとき言えなかったのが、すごい腑に落ちないというのがあります。

ただ、ちょっと簡潔明瞭にということがありましたので、発言は差し控えました。失礼しました。

以上です。

○議長（原口康之君）

そもそもですけど、SNSになぜ上げたかという部分の説明が少し足りていないんじゃないかなと思いますので、お願いします。

畑議員。

○4番（畑 政之君）

まずSNSに関しまして、あそこに掲載した理由なんですけど、自分がどういう活動をしていて、議会のほうではどういう活動をしていて、どういうふうなメンバーが、その協議の中に加わっているかというのを公開したくて、したんですね。

以上です。

○議長（原口康之君）

そもそも、牧之原市議会としては、市の一般対応というか、市に関することしか発言できないし、質疑もできないものですから、そのほかの県とか国とか一般の事務組合かな、その部分に関しては、その中でしかできないものですから、議員としては国とか県に対しての疑義とか、質問とか考え方というのは、そもそも必要ない部分で、市の対応に対してどうなったかとか、市の事業がどうだとかという部分に関しては、市の一般事務に関しては、いろんな一般質問を含めて、いろんなことができると思いますので、その辺少し整理した上で、お願いしたいと思います。

畑議員。

○4番（畑 政之君）

大変失礼しました。勉強不足でした。

○議長（原口康之君）

木村議員。

○12番（木村正利君）

私も市民会議でその場にいました。そのときのあれとしたら、簡潔明瞭にということもお聞きしましたし、それも事実ですし、畑議員に対して、簡潔明瞭に発言してくださいというのを再三私言いましたよね。

そのときに、今回の問題って、経緯じゃなくして、SNSに、議会として、私はそのSNSの投稿は見ていないんですが、議会に対してのことを上げたということが大きな問題

かなと思っていますので、それについての畑議員としての謝罪じゃないけど、私もこれから気をつけなきゃならないかなと思ったときに、今、経緯説明しか私は感じていないんですね。だから、SNSに上げたことに対して、今、議長も、また委員長もお話しされていると思うんです。そのことに素直な気持ちを、やっぱりお伝え願いたいなと、ちょっと申し訳ございません。

○議長（原口康之君）

畑議員。

○４番（畑 政之君）

今回の件に関しましては、全て事実です。すみませんでした。僕の勉強不足です。

○議長（原口康之君）

よろしいですか。

それでは以上になります。

これで議員全員協議会を終了したいと思います。ご苦労さまでした。

〔午前 １１時４６分 閉会〕